

# 被災7年を経て 復興問題の今と これからを考える

東日本大震災から7年が過ぎました。被災者の生活再建は日本国憲法のもとでの基本的人権としても保障されなければなりません。被災者を置き去りにした「復興」はありません!!

「人間の復興」が実現できる、いのちとくらしが守られる社会の実現に向けて一緒に考え、行動しましょう。

● 記念講演 / 塩崎賢明氏 (神戸大学名誉教授)

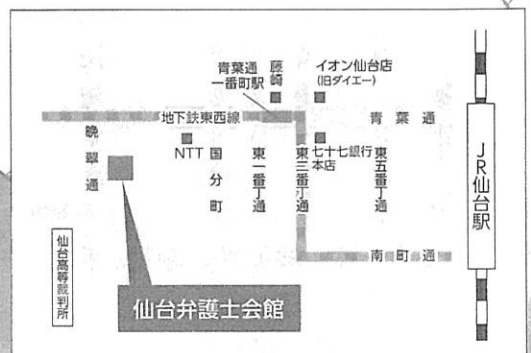
阪神・淡路大震災と東日本大地震の復興プロセスの違いも踏まえてお話しいたします。

被災当事者、支援者の方々をはじめ、どなたでもご参加いただけます。それぞれの立場からの発言で、被災者本位の復興を一緒に考える場にしたいと考えています。多くの県民の皆様のご参加をお待ちしています。

【日時】 2018年6月16日(土) 13:30~17:00 (開場・受付13:00~)

【会場】 仙台弁護士会館 4階大ホール  
仙台市青葉区一番町2-9-18 ☎022-223-1001(代)

入場無料



## 【声 明】

# 7年をむかえる3・11を前に

## —被災者・市民のくらしの安定・安心を第一にした「復興」への転換を!—

- (1) 7年をむかえる「3・11」も間もなくです。

あらためて犠牲となられた方々に哀悼の意を表します。また亡くなられた方々のふるさとへの思いを胸に刻み“被災者が主人公”の復興にむけて、被災者の方々と手を携えて、これからの復興の諸問題に取り組んでいく決意を固くするものです。

7年という歳月は、実に大きな変化を見せます。発災の年に生まれた子どもたちは、小学1年生となります。当時小学6年生だった子どもたちは、もはや有権者です。この若者達が、未来の担い手として大いに力が発揮できるような社会環境を築くことが復興の何よりも大切な目標の一つで、被災者の望むことでもあります。

- (2) しかし、被災者のくらしの復興はきわめて遅れているのが現状です。

県は「富県宮城」「創造的復興」の旗をかかげて、もっぱら大企業中心の復興ハード事業をすすめてきました。大企業談合疑惑の「がれき処理」、県内沿岸300kmにわたる「巨大防潮堤の建設」、「内陸・高台への集団移転の促進」、不必要な「広域防災拠点の整備推進」、被災者医療を口実にした「メディカル・メガバンクの設置」、漁協解体を目指す「水産特区の導入」に巨額の復興資金を投入し、復興を口実にした「リニア・コライダーの誘致活動」、「放射能汚染物の一斉焼却処理」、「原発再稼働の推進」、「石炭火力発電の建設容認」をすすめています。

- (3) 一方で、被災者のくらしに関わる場面では、県営の「災害公営住宅」は1戸も建設されませんでした。「災害公営住宅」を建設した各自治体は、予想を超える人口流出による空室に苦慮し、入居者の交流を深め孤立を防ぐ対策などにも充分手が回らない状況になっています。この事に関する県の対応は極めて不十分と言わざるを得ません。「くらしの安心」に不可欠な医療費に関しても県の対応はきわめて不十分です。

岩手県は、医療費窓口負担については、国の8割負担の残り2割を県と市町村が折半して、今も医療費窓口負担ゼロを継続しています。宮城は、国負担が10割から8割に変わった被災から1年半後には全て打ち切り、かろうじて9市町が大規模半壊以上の低所得者のみを対象として窓口負担ゼロを実施してきました。

- (4) 県は復旧・復興は峠を越し、いよいよ「発展期」に入ったと胸をはります。しかし被災者の復旧・復興はまだまだ続きます。被災者の方々が「一日も早い元の日常生活の回復と現状を見つめ納得される」まで支援を続けなければなりません。そのためにも私たち県民センターは、医・職・住の確保は、重要であり、医療費の窓口負担ゼロ・災害公営住宅の家賃低減はその重要な施策の柱として被災者と共に運動を展開してきました。ところが、ハード重視の創造的復興を掲げる村井県政は、被災した住宅に住み続けている「在宅被災者」への対応も含めて被災者の生活再建にはきわめて冷淡です。「富県宮城」構想では被災者の希望の実現はきわめて困難です。しかし運動を強めて実現しなければなりません。

被災者の方々は、やっと災害公営住宅に入居し、一安心と思った矢先、家賃負担増という現実にあつかりました。低所得者には、一般公営住宅の家賃をさらに引き下げた家賃低減制度が適用されましたが、6年目から徐々に上がり、10年目には一般公営住宅並みになるのです。それは入居者にとっては負担の重いものとなっています。入居者の多くは年金暮らしの高齢の方々です。安倍政権の社会保障水準の引き下げ、格差社会の拡大の下では日常の医療費、家賃負担に苦勞し、将来の生活不安は拭えないのです。

いま被災者の方々は、将来とも安心して暮していける家賃制度を求めて、運動を展開しています。この運動は、各自治体に広がりを見せ、それを受けて、県内の被災市町のいくつかでも、現行低減家賃での据え置き等の対応策を示しています。

- (5) 7年をむかえる宮城の復興は、まさに県民との対話による、被災者をはじめ、県民のくらしの安定・安全に関わる文字通りの「対話」「実践」の発展となることを実現するものとしなければなりません。私達県民センターは、被災者、市民と手を携えて一層の努力を傾注することを表明して、来たる「3.11」を迎えたいと思います。

2018年 3月6日

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

## 東日本大震災7周年のつどい

【東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター設立7周年総会】

2018年6月16日(土)

於：仙台弁護士会館

### 【総会次第】

開場 13:00

(第一部司会：及川 薫)

13:30 開 会

開会あいさつ

代表世話人 綱島不二雄

13:35 「総会」議事

①被災地の現状と県民センターの取り組み(30分)

…事務局次長 小川静治

②復旧・復興をめぐる二つの道と今後の課題(15分)

…事務局長 菊地 修

③財政報告

④世話人・事務局の体制について(③④併せて10分)

…事務所長 金田 基

(第二部司会：遠州尋美)

14:30 記念講演

「仮題一被災7年を経て、復興問題の今とこれからを考える」(60分)

…塩崎 賢明(神戸大学名誉教授)

休憩(10分)

15:40 指定発言(30分)

被災当事者・各分野からの発言

○民医連の取り組みから(復興公営住宅訪問調査他)

○災対連・共同支援センターの取り組みから(58回に及ぶ炊き出し相談会)

○災害公営住宅居住者から(家賃問題、コミュニティ問題他)

16:10 フロア発言(20分)

※フロア参加者からの発言/塩崎講演への質問含む

16:30 アピール採択(10分) …

(提案) 代表世話人 佐藤 郁子

16:40 まとめ(閉会あいさつ)

代表世話人 青木 正芳

閉会 16:45(予定)

## 目 次

### 第 一 部

1. 被災地の現状と県民センターの取り組み 【資料一別刷り】
2. 復旧・復興をめぐる二つの道と今後の課題…………… (3～5)
3. 財政報告 【別刷り】
  - 1) 決算報告 2) 会計監査報告 3) 予算案
4. 代表世話人、世話人、事務局体制 について 【別刷り】
5. 「事務局」活動日誌 他 …………… (6～21)  
(資料：「災害公営住宅（復興公営住宅）」家賃軽減ならびに被災者医療費等  
一部負担金免除の継続・復活を求める要望書【2018.2.27 県知事宛】  
「急激な家賃上昇にお困りのみなさんへ」（チラシ）  
災害公営住宅に居住する収入超過者に明け渡しを迫ることに  
正当性はあるのか【2018.4月・住まいプロジェクト見解】)

### 第 二 部

1. 「記念講演」～復興の今とこれから  
塩崎賢明先生「報告資料」…………… (22～44)
2. 指定発言「報告資料」…………… (45～51)
  - ①2017年災害公営住宅訪問調査の結果（宮城県民主医療機関連合会）
  - ②宮城災対連・東日本共同支援センターの取り組み

以上

## 復旧・復興をめぐる二つの道と今後の課題

### 第1 復旧・復興をめぐる二つの道

1 東日本大震災から丸7年が過ぎました。私たち東日本大震災復旧・復興支援宮城県民センターは、これまで「被災者・被災地こそが復旧・復興の主人公」の立場にもとづき、広範な県民とともに様々な課題に取り組んできました。その結果、例えば、被災者に対する医療費窓口負担免除の一部復活、指定廃棄物最終処分場設置の凍結、災害公営住宅家賃特別低減の継続などとして実を結び、その他様々な成果を勝ち取ることができました。

2 しかしながら、宮城県全体で見ると被災者の暮らし・生業は厳しさを増しています。村井宮城県知事は、阪神・淡路大震災の教訓を一切学ばず、反県民的で極端な「創造的復興」の名の下で巨大土木事業にまい進しています。例えば、①長大な海岸線に巨大な防潮堤の建設、②大規模な盛土復旧や高台移転の推進、③「仙台空港の民営化」とアクセス鉄道への巨額の投入、④「地域防災拠点」整備と称して宮城野原貨物ヤードの巨額買収を推進等々、まさに被災者に対する支援は二の次とし、県民への説明も不十分なままに震災を利用した巨額の投資で県の土建開発に奔走しているのが現状です。これらは、宮城県の未来の発展への道を閉ざしかねないものと考えます。

復旧・復興は、日本国憲法13条、25条等にもとづく被災者の憲法上の権利ですが、県や自治体の姿勢によっても支援内容に格差が生じています。国の姿勢はもとより、県や各自治体の構えを正す取り組みも重要になっています。「みやぎ県民センター」は、震災後丸7年以上経過した今、宮城県に対し、「創造的復興」から「被災者・被災地が主役の復旧・復興」へ 憲法を尊重した大胆な政策の転換をあらためて強く求めるものです。

## 第2 個別課題について

### 1 生活再建支援金の増額

現行支給額 300 万円（最高額）では低すぎます。当面最低でも金 500 万円への引き上げを求めています。

### 2 医療費窓口負担免除、介護利用料免除問題

被災者に対する医療費窓口負担、介護利用料免除を継続しているのは県内では 3 自治体のみになりました。引き続き国・県・自治体に対し制度の復活・拡充を求めています。

### 3 復興公営住宅家賃問題

各自治体で復興公営住宅家賃の特別低減継続が実現しつつある一方で、仙台市の復興公営住宅では収入超過者の追い出しの危機が進行しています。入居者のコミュニティ維持の問題もあります。収入超過者であっても復興公営住宅に住み続けられるよう取り組みを進めます。

### 4 災害援護資金返済問題

生業の再建がままならいまま、災害援護資金の返済が始まります。免除制度の拡充を視野に入れながら、当面長期・少額の返済制度を求めます。

### 5 指定廃棄物最終処分場・いっせい焼却問題

放射能汚染物質の焼却は環境への深刻な汚染が懸念されます。汚染廃棄物については焼却ではなく隔離保管を求めています。

### 6 女川原発再稼働阻止の取り組み

再稼働の可否を全県民に問う「県民投票」を成功させるとともに、「原発からの撤退を進める要請署名（改訂版）」にも取り組んでいきます。

### 7 石炭・小規模火力発電所発電問題

被災地に環境アセスなしの時代遅れの石炭火力発電所が作

られ、現在仙台地裁で差止の裁判が行われています。この裁判支援に取り組みます。

#### 8 水産特区問題

県民センターは先日県に対し、3つの提言（①宮城県は第三者による水産特区の評価を適切に行うべきである、②桃浦かき生産者合同組合は宮城県養殖業の発展のためにノウハウの開示等、積極的な地元漁民との連携・協調に取り組むべき、③同社は漁協組合員であり漁業権免許の下に行使権を執行するという本来の浜の姿に戻し、宮城県は9月の漁業免許更新に際し「水産特区」を適用すべきではない）を行っており、今後この提言に沿った取り組みをしていきます。

以 上

## 2017「事務局」活動日誌（「6周年総会」2017.6/24以降）

- 06/24（土）みやぎ県民センター設立「6周年」総会  
06/25（日）宮城災対連「炊き出し・なんでも相談会」（石巻市・南境仮設住宅）  
06/25（日）宮商連総会  
06/25（日）石炭火力発電所問題を考える史都・多賀城の会「準備会」学習会  
06/26（月）仙台市災害公営住宅「緊急署名」呼びかけ人・協力者「打ち合わせ会」③  
06/27（火）いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」  
06/28（水）住まいPT  
06/28（水）宮城民医連「復興支援会議」  
07/04（火）あすと長町「おひさまと安心の暮らしを返せ-住民の会」打ち合わせ  
07/05（水）仙台市災害公営住宅「緊急署名」提出行動  
07/05（水）県民センター事務局会議  
07/06（木）「復興・岩手県民会議」訪問調査・懇談  
07/07（金）農民連-東電賠償交渉  
07/07（金）「希望あふれる仙台をつくる市民の会」事務所訪問、郡議員との懇談  
07/08（土）大崎-「一斉焼却」をスルナ・サセルナ第2回市民集会  
07/09（日）仙台市長選挙告示  
07/11（火）災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例について、仙台市へ要請  
07/13（木）いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」  
07/13（木）仙台パワーステーション「七ヶ浜町・住民説明会」  
07/14（金）あすと長町住民の会「日照被害-要望署名」提出行動  
07/14（金）「小規模火力発電所」問題学習会（大学生協東北事業連合労組分会）  
07/14（金）「小規模火力発電所」問題学習会（宮城高教組遠田支部）  
07/15（土）宮城災対連「炊き出し・なんでも相談会」（名取市・美田園仮設住宅）  
07/15（土）災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例について、打ち合わせ  
07/19（水）水産特区PT  
07/19（水）保険医協会公害環境対策学習会  
～「宮城の放射能汚染ゴミ問題をどう解決するか」  
07/19（水）（仮称）仙台バイオマス発電事業「環境影響評価方法書」説明会-夢メッセ  
07/21（金）同 上 -多賀城市民会館  
07/23（日）仙台市長選挙投票日  
07/23（日）チェルノブイリから31年～子どもを蝕む体内被ばく～（科学者会議宮城支部）  
07/24（月）宮城災対連会議  
07/25（火）県民センター事務局会議  
07/26（水）全国災対連世話人会／全国交流集会「実行委員会」



- 07/26 (水) 生協・仙塩 9 条の会「蒲生干潟・仙台港周辺バスツアー」
- 07/26 (水) 宮城県医連「復興支援会議」
- 07/27 (木) 全国教職員互助団体協議会「北海道・東北ブロック連絡協議会」学習会
- 07/28 (金) 仙台市災害公営住宅「緊急署名」呼びかけ人会議④
- 07/28 (金) 「9.18 県民大集会」実行委員会③
- 07/29 (土) 仙台空港民営化 1 周年記念「第 2 回新しい東北観光シンポジウム」
- 08/01 (火) 住まい P T
- 08/03 (木) いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」
- 08/05 (土) あったか宮城の会連続フォーラム④
- 08/05 (土) 放射能汚染廃棄物の焼却を考える県南の会「学習会」
- 08/08 (火) 「みんなの会」市政懇談会
- 08/08 (火) いっせい焼却反対宮城県民連絡会、知事宛「申し入れ」「質問状」提出
- 08/10 (水) 女性ネット-女川原発廃炉「街頭署名」
- 08/15 (火) 県知事選「県民の会結成準備会(仮称)」意見交換会
- 08/18 (金) 原発問題住民運動連絡センター「世話人会議」
- 08/18 (金) 県民センター事務局会議
- 08/18 (金) 「9.18 県民大集会」実行委員会④
- 08/19 (土) 第 63 回日本母親大会 in 岩手(～20 日)
- 08/20 (日) 女川から未来をひらく夏の文化祭
- 08/20 (日) 保険医協会女性部公開市民講座-木村真三氏講演  
「原発事故がもたらした諸問題を考える～イジメから健康影響まで」
- 08/22 (火) 京都大学公共政策大学院「震災復興研究会」ヒアリング対応(坂総合病院)
- 08/24 (木) 女性ネット-女川原発廃炉「街頭署名」
- 08/24 (木) いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」
- 08/26 (土) 県民センター「世話人会」
- 08/26 (土) 「県民の県民による県民のための新しい知事を選ぶキックオフ集会」
- 08/26 (土) 宮城県医労連第 53 回「定期大会」
- 08/30 (水) 仙台市災害公営住宅「緊急署名」呼びかけ人会議⑤
- 08/30 (水) 宮城県医連「復興支援会議」
- 08/31 (木) 水産特区 P T
- 09/01 (金) 県民の会「世話人会」
- 09/01 (金) 「9.18 県民大集会」実行委員会⑤
- 09/01 (金) 全国沿岸漁民連絡協議会「漁業フォーラム」(参議院議員会館)
- 09/02 (土) 宮城県労連第 29 回「定期大会」
- 09/03 (日) 女性ネット 5 周年総会(「日本と再生」映画と講演会)
- 09/04 (月) 住まい P T

- 09/04 (月) 県民の会「世話人会」
- 09/06 (水) 女川原発「廃炉」-署名提出行動／「安全性検討会」に関する申し入れ
- 09/06 (水) 県民センター事務局会議
- 09/09 (土) 「放射能汚染ゴミ解決は自治力で」-まさのあつこ講演会
- 09/10 (日) (9日：大河原町・オーガ、10日：仙台市・仙台弁護士会館)
- 09/12 (火) 「仙台市-復興公営住宅家賃軽減等に関わる緊急署名」第二次提出行動
- 09/12 (火) 「あすと長町復興公営住宅の日照被害」に関わる仙台市折衝(回答)
- 09/12 (火) 「9.18 県民大集会」実行委員会⑥
- 09/14 (木) いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」
- 09/18 (月・祝) 9条変えるな！変えようアベ政治！「9.18 宮城県民大集会」
- 09/19 (火) 岩手・復興県民会議「訪問・打ち合わせ」
- 09/20 (水) 水産特区PT
- 09/21 (木) 宮城災対連会議
- 09/21 (木) 県民センター事務局会議
- 09/21 (木) 宮城災対連会議
- 09/22 (金) 原発住民運動センター連絡会「世話人会」
- 09/23 (土) 「私たちの知事候補」をみんなで選ぶつどい
- 09/25 (月) いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」
- 09/26 (火) 「仙台市-復興公営住宅家賃軽減等に関わる緊急署名」呼びかけ人会議⑥
- 09/27 (水) 仙台パワーステーション差止訴訟「提訴」
- 09/28 (木) 女性ネット「女川原発-廃炉」街頭署名
- 09/29 (金) いっせい焼却反対宮城県民連絡会-県との意見交換会
- 09/30 (土) 宮城民医連「災害公営住宅訪問調査」活動(～10/1)
- 09/30 (土) 「石炭火力発電を考える多賀城・七ヶ浜・塩釜の会」結成総会
- 10/01 (日) 仙台PS操業差止裁判決起シンポジウム
- 10/05 (木) 県知事選挙告示
- 10/07 (土) 「県民が決める！女川原発再稼働の是非-原発技術者が語る女川原発の課題」シホ
- 10/10 (火) 総選挙告示
- 10/13 (金) 住まいPT
- 10/22 (日) 県知事選挙・総選挙-投票日
- 10/23 (月) 「仙台市-復興公営住宅家賃軽減等に関わる緊急署名」呼びかけ人会議  
→台風接近のため「延期」、11/2(木)へ
- 10/24 (火) 「岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊」訴訟第1回口頭弁論
- 10/25 (水) 宮城民医連「復興支援会議」
- 10/26 (木) 県民センター事務局会議
- 10/28 (土) 県民センター世話人会

- 10/29 (日) 災対連・共同支援センター「炊き出し・何でも相談会」  
(多賀城市・鶴ヶ谷災害公営住宅)
- 10/30 (月) いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」
- 10/31 (火) みやぎアクションー東北電力「公開質問状への回答」説明
- 10/31 (火) 宮城災対連会議
- 11/01 (水) 「新しい政治をつくる宮城県民の会 (仮称)」つどい
- 11/02 (木) 「仙台市-復興公営住宅家賃軽減等に関わる緊急署名」呼びかけ人会議⑦
- 11/07 (火) 原発住民運動センター連絡会「世話人会」
- 11/08 (水) いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」
- 11/09 (木) 女性ネット「女川原発-廃炉」街頭署名
- 11/09 (木) 石巻・パナホーム問題での石巻市要請
- 11/09 (木) 郡・仙台市長と災害公営住宅入居者との懇談
- 11/10 (金) 保険医協会公開学習会ー「世界に逆行して増設急ぐ我が国における  
石炭火力発電所の問題点と環境・健康影響を防ぐ課題」
- 11/10 (金) 「災害対策全国交流集会 2017in 東京」(～11日)
- 11/14 (火) 宮城県原子力防災「初動対応」訓練
- 11/16 (木) 県民センター事務局会議
- 11/19 (日) 憲法9条を守り生かす宮城のつどい 2017
- 11/20 (月) 「仙台市-復興公営住宅家賃軽減等に関わる緊急署名」呼びかけ人会議⑧
- 11/20 (月) 塩竈市・錦町災害公営住宅「家賃問題」学習・懇談会
- 11/20 (月) いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」
- 11/23 (木・祝) いっせい焼却スルナ・サセルナ大崎実行委員会集会
- 11/25 (土) 災対連・共同支援センター「炊き出し・何でも相談会」  
(名取市・閑上災害公営住宅)
- 11/28 (火) 住まいPT
- 12/01 (金) いっせい焼却反対宮城県民連絡会-県南「宣伝行動」
- 12/02 (土) 放射能汚染廃棄物「試験焼却」反対！ 県南総決起集会
- 12/05 (火) 全国災対連「拡大世話人会」/厚労省レク
- 12/05 (火) 「岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊」訴訟第2回口頭弁論
- 12/06 (水) 「仙台市-復興公営住宅家賃軽減等に関わる緊急署名」呼びかけ人会議⑨
- 12/06 (水) 高レベル放射性廃棄物地層処分に係る「科学的特性マップ」に関する意見交換会
- 12/06 (水) 宮城県民医連「復興支援会議」
- 12/07 (木) 「仙台市-復興公営住宅家賃軽減等に関わる緊急署名」市議会会派回り
- 12/07 (木) 原発住民運動センター連絡会「世話人会」
- 12/08 (金) みやぎ生協労組パート部会「蒲生干潟・仙台港周辺バスツアー」ガイド
- 12/11 (月) 県社保協-県後期高齢者広域連合議会要請行動(被災者医療費復活他)

12/13 (水) 仙台P S操業差止訴訟口頭弁論①  
 12/14 (木) 「仙台市-復興公営住宅家賃軽減等に関わる緊急署名」各議員との意見交換会  
 12/14 (木) 県民センター事務局会議  
 12/16 (土) 県民センター「世話人会」  
 12/17 (日) 第57回宮城県母親大会  
 12/19 (火) 「岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊」訴訟・打ち合わせ  
 12/21 (木) いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」  
 12/27 (水) 住まいP T  
 01/04 (木) 宮城県民医連「復興支援会議」  
 01/05 (金) 県春闘共闘「旗開き」  
 01/09 (火) 宮城一般労組「旗開き」  
 01/10 (水) 住まいP T-打ち合わせ  
 01/10 (水) 「岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊」訴訟・打ち合わせ  
 01/10 (水) 県民センター事務局会議  
 01/11 (木) 宮城県民医連「災害公営住宅訪問調査結果」レク(県政記者会)  
 01/12 (金) 4団体打ち合わせ(県社保協・保険医協会・民医連・県民センター)  
 01/14 (日) 女川原発再稼働阻止に向けた「新たな県民運動」に関わる意見交換会  
 01/16 (火) 原発住民運動連絡センター世話人会  
 01/17 (水) 阪神・淡路大震災23thメモリアル  
 01/17 (水) 女性ネット「女川原発再稼働反対」署名行動  
 01/17 (水) 住まいP T-仙台市市営住宅管理課との意見交換会  
 01/18 (木) 「復興公営住宅家賃軽減等に関わる緊急署名」呼びかけ人会議⑩  
 01/18 (木) いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」  
 01/18 (木) 4団体-名取市訪問要請行動  
 01/21 (日) 「ふるさと黒川を守る会(仮称)」結成集会  
 01/21 (日) 災対連「炊き出し・何でも相談会」(女川町・女川復興公営住宅)  
 01/23 (火) 塩竈・錦町-災害公営住宅「家賃問題」学習会②  
 01/24 (水) 「放射能汚染廃棄物処分を考える河南の会」結成総会・学習会  
 01/25 (木) 仙台・荒井東-災害公営住宅「家賃問題」学習会  
 01/25 (木) 4団体-石巻市訪問要請行動  
 01/26 (金) 県民センター事務局会議  
 01/26 (金) 宮城災対連との懇談会  
 01/27 (土) 女川原発再稼働阻止に向けた「新たな県民運動」に関わる意見交換会②  
 01/29 (月) 住まいP T  
 01/30 (火) 仙台・鶴ヶ谷第二-災害公営住宅「家賃問題」学習会  
 01/30 (火) 4団体-七ヶ浜町訪問要請行動

01/31 (水) 民医連「復興支援会議」  
02/02 (金) 災害援護資金問題「相談会」／塩釜生健会他(南町会館)  
02/05 (月) いっせい焼却反対宮城県民連絡会-県対策室との意見交換会  
02/06 (火) 4団体-塩竈市訪問要請行動  
02/06 (火) TOMMO-P T  
02/08 (木) 4団体-気仙沼市訪問要請行動  
02/09 (金) 県民センター事務局会議  
02/13 (火) 「岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊」訴訟第3回口頭弁論  
02/13 (火) いっせい焼却反対宮城県民連絡会事務局会議  
02/13 (火) みやぎ青葉の会・災害援護資金問題「学習会」  
02/14 (水) 原発住民運動連絡C世話人会  
02/14 (水) 4団体-南三陸町訪問要請行動  
02/16 (金) 「仙台市-復興公営住宅家賃軽減等に関わる緊急署名」第三次提出行動  
02/16 (金) 県議会「東日本大震災被災者支援に係る議員勉強会」-4団体  
02/17 (土) 県民センター世話人会  
02/19 (月) 名取市議会往訪「災害公営住宅家賃問題」陳情  
02/22 (木) 4団体-名取市訪問要請行動  
02/22 (木) 県母親大会連絡会「知事要請」  
02/26 (月) 県民センター事務局会議  
02/27 (火) 4団体-知事宛「要望書」、県議会議長宛「陳情書」提出  
02/28 (水) 民医連「復興支援会議」  
03/06 (火) 「7年をむかえる3.11を前に」声明発表  
03/08 (木) 全国災対連「総会」  
03/08 (木) いっせい焼却反対宮城県民連絡会事務局会議  
03/09 (金) 仙台弁護士会・災害復興支援特別委員会「学習会」  
03/11 (日) 3.11 鎮魂の日  
03/16 (金) 県民センター事務局会議  
03/18 (日) 安倍9条改憲No!宮城県集会  
03/19 (月) 住まいP T  
03/20 (火) 「岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊」訴訟第4回口頭弁論  
03/20 (火) 「仙南クリーンセンターでの放射能汚染物質試験焼却中止」要請行動  
03/20 (火) 原発問題住民運動宮城県連絡センター「世話人会」  
03/25 (日) さよなら原発!2018inみやぎ 集会・アピール行進  
03/25 (日) 宮城災対連「炊き出し・何でも相談会」～石巻市・吉野町災害公営住宅  
03/26 (月) 仙台P S操業差止訴訟口頭弁論②  
03/30 (金) 住まいP T

- 03/30 (金) 民医連「復興支援会議」
- 04/03 (火) 県民センター事務局会議
- 04/04 (水) 「岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊」訴訟・打ち合わせ
- 04/05 (木) いっせい焼却反対宮城県民連絡会事務局会議
- 04/10 (火) 「水産特区問題」についての「見解と提言」記者レク(県政記者会)
- 04/12 (木) 全国災対連「拡大世話人会」
- 04/12 (木) 宮城災対連会議
- 04/12 (木) 「いっせい焼却問題」での仙南地域広域行政事務組合への申し入れ行動  
※モニタリングポスト異常値表示～試験焼却継続について
- 04/13 (金) 「復興公営住宅家賃軽減等に関わる緊急署名」呼びかけ人会議⑩
- 04/14 (土) 女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会(準)  
第1回賛同者会議
- 04/14 (土) 県民センター「世話人会」
- 04/17 (火) 住まいPTー仙台市都市整備局との意見交換会
- 04/17 (火) 被災者医療費免除制度復活に向けた塩竈市への要請行動
- 04/19 (木) 「いっせい焼却問題」での環境省東北地方事務所への申し入れ
- 04/21 (土) 宮城災対連「炊き出し・何でも相談会」(多賀城市・鶴ヶ谷災害公営住宅)
- 04/21 (土) 放射能汚染廃棄物問題を考える大崎の会「第4回総会・記念講演会」
- 04/21 (土) 住まいPT
- 04/22 (日) 放射能の拡散ストップを求める4・22宮城県民集会
- 04/23 (月) 県民センター事務局会議
- 04/25 (水) いっせい焼却反対宮城県民連絡会～県知事申し入れ(記者レク)  
「試験焼却」問題
- 04/25 (水) 宮城民医連「復興支援会議」
- 04/26 (木) 大川小「控訴審判決」(原告勝訴)
- 04/29 (日) 塩竈市・伊保石災害公営住宅「懇談会」(特別家賃低減問題)
- 04/29 (火) いっせい焼却反対仙南の会「学習会」(大槻憲四郎先生)
- 05/01 (火) 第89回メーカー宮城県中央集会
- 05/02 (水) 県民センター7周年総会PT
- 05/03 (木) 5・3憲法を活かす宮城県民集会
- 05/09 (水) 国は被災者の生活と生業の再建に責任を持て!5・9国会行動
- 05/10 (木) いっせい焼却反対宮城県民連絡会事務局会議
- 05/11 (金) 県民センター事務局会議
- 05/14 (月) 仙台市長宛「公開質問状」提出(「収入超過者-家賃」問題)
- 05/15 (火) 住まいPTー東松島市訪問調査
- 05/17 (木) 住まいPT

- 05/19 (土) 県民センター「世話人会」
- 05/20 (日) 市民政治フォーラム①～「原発ゼロ社会」への道標
- 05/22 (火) 黒川広域行政組合～放射性汚染廃棄物試験焼却強行「抗議集会」
- 05/23 (水) 仙台P S 操業差止訴訟口頭弁論③
- 05/24 (木) 仙台市「復興公営住宅家賃軽減等に関わる緊急署名」呼びかけ人会議⑫
- 05/26 (土) 宮城県保険医協会第 48 回定期総会
- 05/28 (月) 「岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊」訴訟・打ち合わせ
- 05/30 (水) 仙南広域行政組合～放射性汚染廃棄物試験焼却強行「抗議行動」
- 05/30 (水) 住まいP T
- 05/30 (水) 県民センター事務局会議
- 05/30 (水) 民医連復興支援会議
- 05/31 (木) 仙台市議会各会派「復興公営住宅家賃軽減等に関わる意見交換会」案内要請
- 06/03 (日) 塩竈市「復興公営住宅家賃対策相談会」(伊保石災害公営住宅集会所)
- 06/05 (火) 「岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊」訴訟-第 5 回口頭弁論
- 06/05 (火) 仙台市より「公開質問状」への「回答」提示(「収入超過者-家賃」問題)
- 06/05 (火) 仙台市「復興公営住宅家賃～緊急署名」呼びかけ人-市議との意見交換会
- 06/07 (木) いっせい焼却反対宮城県民連絡会事務局会議
- 06/07 (木) 宮城災対連会議
- 06/10 (日) 宮城市民連第 41 回定期総会
- 06/10 (日) 安倍 9 条改憲 No! 国会発議 STOP! 6.10 宮城県民大集会
- 06/11 (月) 県民センター事務局会議
- 06/12 (火) 全国災対連「拡大世話人会」-全国交流集会実行委員会
- 06/16 (土) 東日本大震災 7 年のつどい(みやぎ県民センター7 周年総会)

以上

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

「災害公営住宅（復興公営住宅）」家賃軽減 ならびに  
被災者医療等一部負担金免除の継続・復活を求める要望書

日頃、住民の安心・安全な暮らし、福祉の向上のためにご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

1) 東日本大震災から6年11カ月が過ぎました。多大な被害を受けた被災者は、生活再建に向け歩みを進めております。被災者の住宅再建の柱の一つである「災害公営住宅(復興公営住宅)」につきましては、国もいわゆる「5省40事業」の中で「D-5.災害公営住宅家賃低廉化事業(期間20年)」と「D-6.東日本大震災特別家賃低減事業(期間10年)」を位置づけて「家賃の低廉化」と「家賃の減免」に「特段の財政措置」を講じていますが、「D-6.低減事業」については期間の6年目から補助率が低減します。このことについては、被災者の生活実態を踏まえ、これまでも宮城県市長会ならびに東北市長会としましても「(10年を超えての)更なる支援延長」と「6年目以降の負担率の据え置き」を要望されているところです。

入居者の実態を見ましても、「D-6.低減事業」の対象となっている政令月収8万円以下の世帯が宮城県全体では全入居世帯の72.5%(2017年10月末現在、宮城県調べ)を占めており、支援延長、負担率の据え置きは切実な願いになっています。また、入居後3年を経過した「収入超過者」に対する「近傍同種家賃への段階的引き上げ」措置も、コミュニティの維持を念頭に集団移転に応じた世帯や、複数世代同居を選択した世帯にとっては耐え難いものになっており、やっとの思いで入居できた公営住宅から退去を余儀なくされた方々も出ています。

このような状況は宮城県に限ったことではなく、岩手県や福島県でも同様な状況にあり、改善を求める多くの声が、国・復興庁にも多く寄せられる中で、復興庁は昨年11月21日付の「事務連絡」で「収入超過者の家賃」ならびに「特別家賃低減事業の対象者の家賃」について「地方公共団体が独自に家賃を減免することが可能です」と通知しました。宮城県議会・11月定例会においても入居者の負担増の不安払拭を求める声に土木部長が「新たに家賃低減を検討する市町に対しては、制度設計について必要な支援を行っていく」と答弁されています。この間、私ども4団体も連名で県内各自治体に表題の趣旨で要望書を提出し、懇談も重ねてきましたが、2月20日時点で5自治体(山元町・石巻市・仙台市・気仙沼市・東松島市)が2018(平成30)年度以降の独自減免制度の設計に踏み出すことを表明されています。同時に、各自治体は県の果たす役割についても大きく期待されていることを私どもとの懇談時にも縷々伝えられております。

宮城県においては、後述する「被災者の医療費窓口負担免除」に関わって、後期高齢者医療については全市町村で打ち切り、国保の非課税世帯に限定した免除継続が9自治体のみと、同じ県民・被災者でありながら、住んでいる自治体あるいは年齢で免除される・されないという不幸な事態が生じています。「家賃軽減」についても各市町で対応が大きく異なるとなったら被災者は納得できません。「被災者の声に耳を傾け、被災市町と連携して全力で取り組む」(11月定例会での知事答弁)姿勢を示すべく、県として指導性を発揮し必要な支援を行って下さい。



2)被災者の医療費一部負担の免除は、宮城県内では平成 26 年度から「非課税世帯で大規模半壊以上」の被災者に限定され、平成 28 年度からは9自治体(気仙沼市、石巻市、東松島市、塩釜市、多賀城市、名取市、女川町、松島町、七ヶ浜町)に留まり、後期高齢者医療は打ち切られました。一方、岩手県は、医療費免除に伴う自治体負担の2割分を、県と市町村で半分ずつ負担することで、今年の12月まで免除を継続することを決定しています。対象は全市町村で、所得制限なし、半壊以上です。

宮城県民主医療機関連合会が行った災害公営住宅入居者訪問調査(※1)では、「災害公営住宅に入居できたが、年金では家賃と生活費で医療費にまわらない。病院に行きたいけど医療費が払えないので受診をやめるしかない、病気が心配で眠れない」「持病があるため受診回数を減らすことが出来ない、受診できるように免除措置を復活してほしい」など一部負担免除措置の継続・復活を求める回答が6割を超え、引き続き免除の実施を強く求めています。被災者の生活再建への支援と医療費等の一部負担金免除が急務であり、特に高齢者ほど生活や健康不安は深刻な状況になっています。

【※1:平成29年9～10月実施、6自治体20ヵ所の災害公営住宅で473名から回答】

以上より、私どもは被災者医療等の一部負担金免除措置の継続と復活について各自治体ならびに後期高齢者医療広域連合には以下のように強く求めています。

(1)免除措置を継続している9市町については、引き続き平成30年度も継続するよう英断を求めます。平成28年度から免除を廃止している市町村には、改めて免除措置の復活を求めます。

(2)75歳以上の高齢者の免除措置の廃止は命にかかわります。基金を活用して、後期高齢者に対しての免除措置を復活されるよう強く働きかけて下さい(後期高齢者医療広域連合には、平成28年度決算では100億円を超える基金があります。平成27年度の一部負担免除のための費用は12億8千万円でした。そのうち8割は国の特別調整交付金で支援されますので、広域連合の負担は約3億円です)。

宮城県におかれましては、各自治体、年齢によって差別が生じないよう自治体負担の半額を支援されるよう強く求めます。

2018年2月27日

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

代表世話人 綱島 不二雄 (印)

宮城県保険医協会 理事長 井上 博之 (印)

宮城県民主医療機関連合会 会長 宮沼 弘明 (印)

宮城県社会保障推進協議会 会長 刈田 啓史郎 (印)

(申し入れ4団体「事務局」連絡先)

〒980-8790

仙台市青葉区大町二丁目5-10 305号

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

電話 022-399-6907 FAX 022-399-6925

# 急激な家賃上昇にお困りのみなさんへ

## ■復興公営住宅の低所得世帯向け割引家賃継続が実現



復興公営住宅にお住いのみなさん、震災から7年目の春を迎えました。私たち東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センターは、震災の年の5月に設立して以来、被災者のみなさんと手を携えて、みなさんのくらしの再建と被災地の復興のために活動を続けてまいりました。私たちがいっしょに取り組んだ被災者の皆さんの運動のうち、大きな成果として誇れるのは、所得の低い世帯に対する割引家賃が入居6年目から上がり始めることになっていたのをくいとめたことです。復興公営住宅にお住いの皆さんが自ら取り組み、署名3300筆を超える大きな運動になったことで、郡市長は、所得の低い世帯向けの割引家賃を6年日以降10年目まで据え置くことを表明しました。その方針は2月1日付の文書でみなさんのもとに届けられているものと思います。私たちは、みなさんの粘り強い活動に拍手をおくるとともに、いっしょに喜びたいと思います。

## ■急激な家賃上昇の恐れ

しかし、まだまだ安心してはいられません。みなさんに届いた今年度の家賃決定の通知を見て、大幅な家賃の上昇に驚かれた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。例えば、次のような方がおられます。

▼A住宅Xさん 19,300円（平成29年度）→99,400円（平成30年度）

（理由：損害繰延による家賃減額の終了+子どもの就職（収入増）+収入オーバーによる家賃割増）

▼K住宅Yさん 41,000円（平成29年度）→134,200円（平成30年度）

（理由：子どもの就職（収入増）+収入オーバーによる家賃割増）

公営住宅の仕組みでは、収入が増えれば家賃が上がるのは仕方がないのかもしれませんが。しかし、あまりに急激な家賃上昇は、くらしを揺さぶり家族の絆を壊す恐れもあります。特に収入オーバーによる家賃割増は問題です。「被災者なら収入が高くても復興公営住宅に入居できます」というので申し込み、入居できてホッとしたのに、3年たつと「収入が基準を超えているから割増家賃を支払え」というのは、「嫌なら出ていけ」という事実上の追い立てです。



あら大変！

## ■家賃上昇に不安を感じた方はご相談ください

家賃の上昇でお困りの方、将来お子さんの就職などで収入が増え家賃が上がることに不安を感じている方、ぜひ、私たち東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センターにご相談ください。私たちも、少しでも不安を軽減できるように、いっしょに考え、取り組みを進めたいと思います。

## 東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10 御譜代町ビル3階 305号室

【電話】022-399-6907 【FAX】022-399-6925

## ■参考資料■

### 『河北新報』も、社説で収入超過者（公営住宅に入居できる収入を超えている家族）に対する「割り増し家賃」を批判

2018年4月3日付『河北新報』は、「割り増し家賃 何のための災害公営住宅か」という見出しの社説を掲載し、仙台市をはじめとする宮城県内被災自治体の対応の不十分さを批判しました。その要点をまとめて見ました（カッコ内の説明は、みやぎ県民センターが補足）。

- 災害公営住宅で、収入超過世帯に対する家賃の割り増しが問題になっている。
- （通常の公営住宅では）基準月収が15万8千円を超える世帯は公営住宅に入居できない。基準月収を超えた世帯は住宅明け渡しの努力義務が生じ、入居4年目から家賃が引き上げられる。
- しかし、震災で多くの人が住宅を失い、（津波で浸水した地域は）住宅の再建が制限されるなどの事情を考慮して、収入基準を超えていた人たちも災害公営住宅に迎え入れた。（ところが、入居4年目になると、通常の公営住宅と同じく、割り増し家賃が課せられる。）
- 特別法で迎え入れるがその後は一般法に従えというのは竜頭蛇尾というほかない。
- 公営住宅家賃には立地条件や整備費用が影響するので、資材や人件費の高騰に目をつぶって整備した災害公営住宅では割り増し額が過大になる。災害公営住宅の家賃が生活再建の足かせになるのは本末転倒だ。
- 岩手県は、（割り増し家賃による入居者の負担増を避けるため）県営住宅の家賃に上限を設定。沿岸市町村営住宅も県に追随した。福島県ではいわき市や相馬市が減免措置を講じている。
- これに対し、宮城県内の対応の遅れが問題だ。特に仙台市は災害公営住宅住民が割り増し家賃を強要しないように求めても「対応の必要なし」と一蹴した。果たして被災世帯の生活や家計の実態を丁寧に調べた上での方針決定だったのか。

### 気仙沼市は、10年目までは割り増し家賃を課さないことを決定

気仙沼市は、以下のように入居10年目までは、割り増し家賃を課さない方針です。

#### 収入超過世帯の家賃を4年目以降も\*本来家賃とし10年目まで継続する

※本来家賃とは、収入超過により加算される割増分を加味しない家賃の額

11年目以降については、その時点での入居世帯の状況及び財源、他市町の状況などを勘案して検討してまいります。現段階では現制度同様に、段階的に最大で5年をかけて引き上げることになります。

（平成30年2月9日付、気仙沼市建設部建築・公営住宅課作成による議会提出資料より）

### 岩手県では、県が整備した災害公営住宅家賃に上限を設定、自治体も県にならって家賃に上限を設定したり割増分をカット

- ・県営住宅については、家賃に上限設定（3LDKの場合で7万7400円）。
- ・宮古、大船渡、陸前高田、釜石、大槌、山田、岩泉は県と同様に家賃に上限設定。
- ・久慈、田野畑、野田は割増分を全額減免する。

（出典：『河北新報』2018年3月21日付）

# 災害公営住宅に居住する収入超過者に 明け渡しを迫ることに正当性はあるのか

2018年4月 東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター  
住まいプロジェクトチーム

昨年来の被災者のみなさんの粘り強い運動が実り、災害公営住宅居住者のうちとりわけ所得の低い世帯に対する家賃減免措置が、仙台、石巻、気仙沼など、主要な自治体で継続されることになりました。しかし、その一方で収入超過者に対する家賃値上げが問題となっています。

東日本大震災では、津波や地盤災害により多くの人々が住宅を失いました。特に津波被災地では、住宅が流失するに止まらず、家財や自家用車、事業用資産の一切を失い、多額の借財を背負うことになった方もいます。高齢であったり、多重債務の懸念があったり、災害危険区域に指定されて住宅の再建が制限されたり、様々な理由で自宅の自力再建を断念した人々が多数生まれました。このように自力再建を断念しなければならなくなった人々の受け皿となったのが、災害公営住宅でした。

公営住宅（県営住宅や市町村営住宅）は、一定の居住水準を満たした住宅の取得（賃貸住宅への入居も含む）が困難な、低所得の住宅困窮者向けに提供されるもので、入居資格には収入の制限が設けられています。また、入居後に収入が増えて入居基準を超えた収入超過者には、入居後3年をすぎると明け渡し努力義務が生じ、本来家賃を上回る割り増し家賃が課せられます。さらに高額所得者になった場合には入居後5年を過ぎると明け渡し請求ができるものとなっています。

公営住宅の特例として建設される災害公営住宅にも、通常の災害の場合には同様の収入制限が適用されます。しかし、上述のように被害があまりにも甚大で、収入が高くても自力再建ができない人々が多いことを考慮して、東日本大震災の復興のために建設された災害公営住宅では収入が高くても受け入れることになりました（東日本大震災復興特別区域法第20条）。ところが一旦入居してしまうと、通常の公営住宅法が適用され、入居から3年を経過した収入超過者に明け渡し努力義務が生じ、割り増し家賃が課せられるのです。「割り増し家賃で退去を迫られれば、生活再建が妨げられる。」災害公営住宅の家賃問題に取り組んだ被災者のみなさんが、低所得者向けの特別減免の継続とともに、収入超過者に割り増し家賃を課さないことを要求したのは、それを懸念してのことでした。しかし、仙台市は、「明け渡しすることになっても、受け皿となる民間賃貸住宅の空き家が大量にあるので収入超過者への特別の対応は行わない」と、被災者の要求をはねつけました。

今、被災者の懸念は現実のものとなりました。仙台市では、上原、田子西、荒井東、若林西、鹿野の5住宅で入居3年が過ぎ、4月からそれらの住宅に居住している収入超過者39世帯が割増家賃を課されることになったのです。39世帯の中には、雑損控除の繰延期間が終了したり、同居の子等が就職したりしたことで収入が増えて一気に収入超過となった世帯もあって、2世帯は8万円を超える値上げとなりました。既に家賃の値上げに耐えられず、退去を決断した世帯も出ています。

このような事態が明らかになったことから、センターは仙台市に早急な収入超過者問題への対応を促すため、4月17日に仙台市住宅政策課／市営住宅管理課と意見交換会を行いました。私たちの理を尽くした主張にも関わらず、市の対応を覆すには至りませんでした。収入超過者問題を解決するための主な論点を示します。

(1) 収入超過者に割増家賃を課すのは事実上の追い立てであり、住宅被災者の生活再建を支援すべき被災自治体の住宅政策のあり方に背いています

- 1) 仙台市は、収入超過者に割増家賃を課すことに追い立ての意図はなく、所得の高い人に応分の負担求めるものに過ぎないと主張しています。しかし、収入超過者は応能応益家賃制度にしたがって、本来家賃においてすでに応分の負担を行なっています。すなわち、本来家賃の基礎となる家賃算定基礎額は、政令月収に累進的な家賃負担率を乗じて求められており、収入超過者は、本来家賃において収入基準以下の入居者よりもより大きな負担割合の家賃が課されています。一方、割増家賃を課す根拠は公営住宅法第 29 条であり、これは 3 年以上継続居住する収入超過者に明け渡し努力義務を課し、連動して割増家賃を課すべきことを定めています。すなわち、割増家賃は退去を促すためのものであって、それ以外の解釈が生じる余地はありません。

表 1 政令月収と家賃算定基礎額

収入分位		政令月収	家賃負担率	家賃算定基礎額 (円)
I	0～10%	104,000 円以下の場合	15.0%	34,400
II	10～15%	104,000 円を超え、123,000 円以下の場合	15.5%	39,700
III	15～20%	123,000 円を超え、139,000 円以下の場合	16.0%	45,400
IV	20～25%	139,000 円を超え、158,000 円以下の場合	16.5%	51,200
V	25～32.5%	158,000 円を超え、186,000 円以下の場合	17.0%	58,500
VI	32.5～40%	186,000 円を超え、214,000 円以下の場合	17.5%	67,500
VII	40～50%	214,000 円を超え、259,000 円以下の場合	18.0%	79,000
VIII	50%～	259,000 円を超える場合		91,100

- 2) 家賃割増は、収入超過者の中でもより所得の低い世帯においてより過酷です。例えば、最も所得の低い第 5 階層は、最終的に 1.8 倍から 2 倍を超えるものとなります。第 5 階層の家賃算定基礎額は、政令月収に対し家賃負担率 17%として設定されました。したがって最終家賃の家賃負担率は最大 40%近くに達し、明らかに適正負担率を超えており、退去せざるを得なくなるのは明らかです。現実にも追い立て以外の何物でもありません。

なお、最も収入の高い第 8 階層の家賃増は、概ね 18%から 40%であり、最終家賃の政令月収に対する家賃負担率は 22～25%程度となります。

表 2 収入超過者の家賃

分位	荒井東 3K			あすと長町 3K			あすと長町第二 3K		
	本来家賃	近傍同種家賃	差額	本来家賃	近傍同種家賃	差額	本来家賃	近傍同種家賃	差額
V	42000	77500	35500	45000	102600	57600	45200	83000	37800
VI	48400	77500	29100	52000	102600	50600	52200	83000	30800
VII	56700	77500	20800	60800	102600	41800	61100	83000	21900
VIII	65400	77500	12100	70100	102600	31600	70400	83000	12600

3) 上述の通り、雑損控除の繰延期間の終了、同居親族（子、孫等）の就職により、収入階層が大幅に変化し、それによって収入超過となった世帯は、前年比して極端な家賃増となることがあります。たとえ、実収入は大きくとも急激な家賃上昇は生活を歪めます。とりわけ、就職した同居親族は近い将来世帯分離する可能性が高く、多くは一次的な収入増にすぎません。割増家賃で明け渡しを促すことは、本質的には公営住宅の本来階層である世帯を追い立てることにつながります。

## **（２）自治体は割増分を減免するなど、独自の判断で収入超過者が居住を継続できるように対応することは可能です**

- 1) 公営住宅法第 16 条 4 項は、特別の事情がある場合、家賃を減免することができることを定めており、現に仙台市は条例により低所得者向けに独自の家賃減免措置を設けています。この条文は収入超過者に対する割増家賃を除外しておらず、独自の減免は可能です。
- 2) 2017 年 11 月 21 日付復興庁事務連絡でも、「地方公共団体の判断により収入超過者の家賃減免が可能」としており、その参考例として「収入超過者としての家賃割増分を減免する」をあげています。これを受けて、岩手県では県営住宅の家賃に上限を設け、被災自治体も市町村営住宅に同様の上限を設けたり、割増分を減免するなどの対応を行いました。また、宮城県内でも気仙沼市は、入居 10 年目まで割増分を減免する方針です。
- 3) 総額 300 億円を超える莫大な家賃低廉化補助が国から交付されるため、収入超過者の割増分を減免しても、財政的に負担となることはあり得ません。

## **（３）民間賃貸住宅は、退去を余儀なくされた収入超過者の受け皿にはなり得ません**

- 1) 仙台市は、「住宅土地統計調査」（平成 25 年）、住宅着工統計などにより仙台市内には民間賃貸住宅の空き家が多数あり、価格も幅広いことが確認されており、収入超過者への特別の対応をとる必要は感じないとしています。収入超過者が退去せざるを得なくなったとしても、十分な量の多様な民間賃貸住宅があるので、生活再建の妨げにはならないと認識しているわけです。民間賃貸住宅除法サイト（スマイティ、<https://sumaity.com/chintai>）で検索すると（2018 年 3 月 18 日、14 時現在）、確かに入居者を募集している賃貸物件が 2 万件を超えています。しかし、値上がり幅の最も大きな第 5 階層が現在負担している家賃（3K、50m<sup>2</sup>、家賃 4 万円～5 万円（共益費を含む））で同規模の住宅は極めて少ないのが現実です。
  - 少し幅広く 45m<sup>2</sup>～65m<sup>2</sup>で検索しても 178 件、全物件の 0.79%です。しかも、これらは、都心から遠く離れ、交通が不便で、築年数も古い老朽物件がほとんどです。
  - より条件を絞り込んで、45m<sup>2</sup>～55m<sup>2</sup>に限ると該当する全物件は 2500 件、うち家賃 4 万円～5 万円のものは 146 件、同面積帯の 5.8%です。
  - 他方、家賃 4 万円～5 万円の価格帯の物件は 4528 件、45m<sup>2</sup>～55m<sup>2</sup>は 146 件ですから、3.2%です。同価格帯では 25m<sup>2</sup>以下が 50.4%と半分を超えています。
- 2) 人々の住生活の再建は、物理的な住戸を確保しただけでは達成されません。人間らしい暮らしはコミュニティの支えがあってこそのもので、災害で家や家財の全てを失い、家族や知人を亡くした人々にとって、コミュニティの支えは被災の苦しみを癒す上で決定的な重要性を持っています。それは収入の高ければコミュニティの支えが不要なわけではありません。収入超過者に明け渡しを促すことは、たとえ民間住宅を確保できたとしても再び孤立・分断の状況に追い込むこととなります。

- 3) 災害公営住宅のような一定の居住水準を備えたファミリー向け集合住宅は、民間賃貸住宅市場には供給されません。収入超過者が最終的に負担を強いられる「近傍同種家賃」は同じ建物を新たに建設して賃貸経営を行うとき、採算のとれる家賃を意味します。そこで、災害公営住宅と同等の面積規模で近傍同種家賃を上回る家賃で供給されている民間賃貸住宅を調べてみると、単身赴任者向け住戸、もしくはファミリー向けであっても、より小規模な単身者向け住戸を主体とする建物に一部混在させて供給されたものが大半で、コミュニティの形成が望めない入退去サイクルの短い物件となっています。
- 上記と同じくスマイティで検索すると（2018年4月20日、14時40分現在、全物件は20569件）、45㎡～55㎡は2395件、うち近傍同種家賃の水準である8万円を超えるものは377件、15.7%です。
  - 住戸タイプをみると、ワンルーム6件、1K1件、1DK1件、1LDK179件、2K2件で、面積は比較的大きくても家族生活には適さない設えの物件が189件とほぼ半数を占めています。大企業の単身赴任者をターゲットとした物件です。
  - 残りは2DKが38件、2LDK139件、3K8件、3DK8件、3LDK1件という構成でファミリー向けの仕様です。しかし、これらのうち、アパート、マンション名が明らかな物件について調べてみると、純粹にファミリー向け賃貸住宅として建設された建物は少なく、多くは20㎡～35㎡程度の小規模な単身向け住戸を主体とした建物に少数のファミリー向け住戸を混在させたもの、もしくは分譲マンションの転賃物件で占められます。

### 結論：仙台市は災害公営住宅に受け入れた収入超過者に明け渡しを促すことの正当性を説明する責任がある

河北新報は、2018年4月3日付社説で「特別法で迎え入れるがその後は一般法に従えというのは竜頭蛇尾というほかない」と、収入超過者問題を生じさせた災害公営住宅制度を批判しました。河北新報が言うように、災害による住宅被災者の救済のための復興住宅を、低所得者向けの公営住宅制度の特例ですませている国の制度設計に根本的な問題があります。従って、将来に向けては、復興住宅と公営住宅とは区別して制度設計をし直すことが不可欠です。しかし、公営住宅法の実際の運用には、自治体の裁量が相当程度認められており、「災害公営住宅家賃低廉化事業」による莫大な補助もあって、仙台市が決断しさえすれば、独自で収入超過者の居住継続を進めることには何らの不都合もありません。収入超過者と言えども何らかの止むに止まれぬ事情により被災住宅の自力再建を断念せざるを得なかった人々です。その人たちに退去を迫ることにはいかなる政策的正当性があるのでしょうか。とても正当性があるとは思えません。仙台市には何のメリットもなく、法制度的、財政的不都合もないにもかかわらず、敢えて退去を促すのだとすれば、その正当性をきちんと説明しなければなりません。

### 要求事項

- (1) 収入超過者の家賃の割増分を減免してください。
- (2) 収入の増加が同居親族の就職等による一次的なものである可能性がある場合、契約者のみならず同居親族等を交えて家賃増加の理由や、将来における家賃低下の可能性について丁寧に説明し、退去を思いとどまることができるように手立てを尽くしてください。
- (3) 理由の如何を問わず、極端な家賃上昇が生じる場合、激変緩和のための減免措置を講じてください。

以上

## 復興の今とこれから

2018.6.16

塩崎賢明  
神戸大学名誉教授

1

## 復興の到達と被災者の現実

復興庁の発表(2018.5)では

＜被災者支援＞

- 避難者は、当初の47万人から6万8千人まで減少
- 介護サポート拠点や相談員の見守りなどにより、心身のケア、孤立を防止
- 住宅・生活再建に関する相談支援や生きがいがづくりのための「心の復興」、新たなコミュニティの形成等を支援

## 住宅の再建 加速化措置により着実に進捗

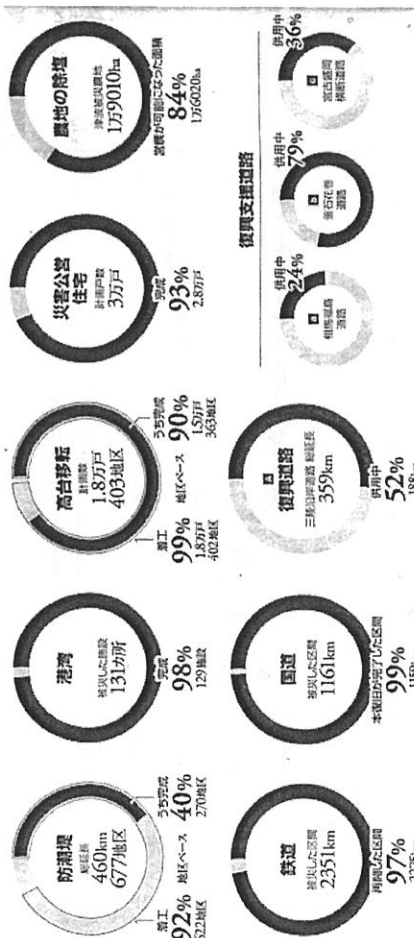
- ○高台移転による宅地造成(計画戸数約1.8万戸)
- 約1.6万戸完成(平成30年3月末時点)
- 平成31年3月に約1.8万戸完成見込み
- ○災害公営住宅(約3万戸計画)
- 約2.9万戸完成(平成30年3月末時点)
- 平成31年3月に約3万戸完成見込み

## インフラその他

- 学校、病院施設の復旧は概ね完了
- がれき処理(避難指示区域を除く)、インフラの復旧は概ね完了
- ＜課題と対策＞
- ①計画通りの住宅再建の進捗に向けた実務支援や、住宅の自力再建の支援
- ②新たなまちでの交通網の形成、医療・介護提供体制の整備等
- ③発展基盤となる交通・物流網の整備(復興道路・復興支援道路、鉄道、港湾等)



# インフラ復興の到達点



朝日新聞2018.3.4

# 東日本大震災 7年の現状

- 死者15,895人・行方不明2,539人(警察庁2018.3.9)
- 避難者7.3万人(ピーク時47万人)
- うち福島県からの避難者5万人(復興庁2018.2)
- 仮設住宅2.9万人(うちプレハブ1.3万人、1月末)
- 関連死3,647人(2017.9)
- 孤独死243人(2016年末)、自殺200人(2017年末)

- 日本はお金がないのか？
- 前期5年間で26兆円、今後5年で6.5兆円
- 総額32兆円を投入(10兆円は増税25年間で)

# 東日本大震災における間接死

	福島	宮城	岩手	計
孤独死(*1)	75	114	54	243
関連死(*2)	2,202	926	464	3,592
自殺(*3)	99	53	48	200
計	2,376	1,093	566	4,035

\*1河北新報2018.3.4、\*2復興庁2017.9.30、\*3福島民報2018.3.3

- 直接死・不明=18,434人
- 関連死=3,592人
- 合計=20,636人(孤独死・自殺を加えると21,079人)
- 復興庁は合計19,630人としている(2018.5)

# 孤独死 <復興災害の典型>

	(人)	備考
阪神・淡路大震災	1,259	2017年末。22年間
東日本大震災	243	仮設住宅6年間。みなし含まず。
熊本地震	9	みなし仮設。1年5か月

## 孤独死 4つの原因

- ①低所得 (金がない)
- ②慢性疾患 (アルコール依存症も)
- ③社会的孤立 (家族とも切れている)
- ④劣悪住環境 (人間らしい住まいの欠如)

(額田県「孤独死」より)

## 阪神・淡路大震災の犠牲者

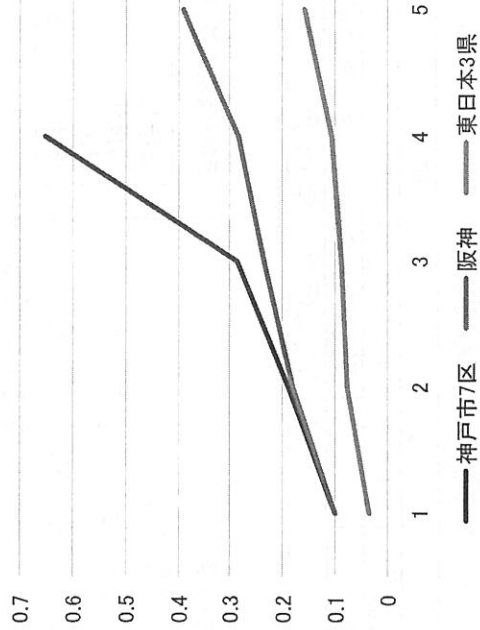
直接死	5,502人
間接死	932人
孤独死	1,195人
総計	7,629人

## 阪神・淡路大震災の孤独死

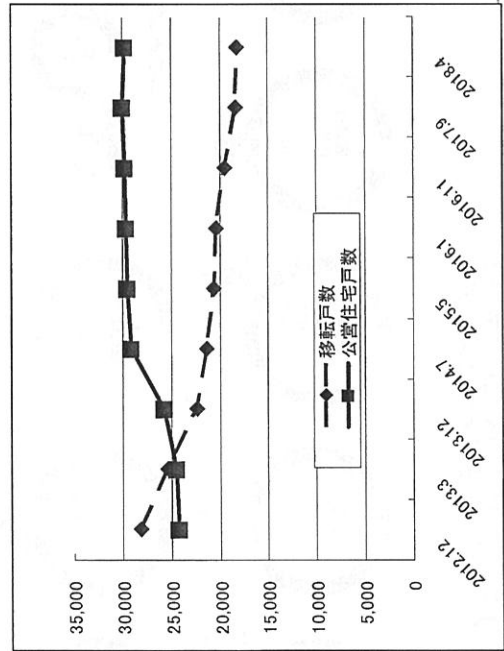
- 仮設住宅(5年)で233人
- 復興公営住宅で1026人
- 合計(22年)1259人
- 男性が多い
- 年平均57人
- 実際は、発生率増加

	年	男	女	合計
仮設住宅	1995			46
	1996			72
	1997			70
	1998			39
	1999			6
	小計	162	71	233
災害公営住宅	2000	41	15	56
	2001	32	23	55
	2002	50	27	77
	2003	49	20	69
	2004	52	18	70
	2005	38	31	69
	2006	41	25	66
	2007	36	24	60
	2008	27	19	46
	2009	44	18	62
	2010	26	25	51
	2011	16	20	36
	2012	41	20	61
	2013	20	26	46
	2014	27	13	40
	2015	22	11	33
2016	32	33	65	
2017	43	21	64	
小計	637	389	1026	
合計	799	460	1259	

## 仮設住宅における孤独死の発生率



## 高台移転と公営住宅の計画戸数の推移



復興庁資料より作成

## 隠れた被災者—「在宅被災者」

- 避難所や仮設住宅に行けず、壊れた自宅で暮らしている被災者。
- 被災者として扱われず、仮設住宅、公営住宅の申し込みができない
- 石巻、熊本、岩泉などに多数



## 「応急修理制度」の落とし穴

- 半壊・大規模半壊、年収500万円以下で最大54.7万円
- これを利用すると他の支援策は受けられない
- 実際には満足な修理できず、台所・風呂・トイレが使えず、健康悪化など



「チーム王冠」伊藤健哉さん 13

## 東日本大震災の仮設住宅

- 応急仮設住宅  
規模:29.7㎡(標準タイプ。一般基準) → 上限撤廃  
国費補助238万7千円(2011年)。→551万6千円
- 東日本大震災では3種類
- ① プレハブ仮設(4万戸); 阪神より進歩したのか
- ② 木造仮設(1.3万戸); 安価で高性能。地域経済に貢献。
- ③ みなし仮設(6.7万戸); 好評だが問題も。制度設計不十分。  
次の巨大災害に向けて、課題山積。

## 鉄骨プレハブ仮設住宅

- 欠陥施工。寒冷地仕様無し。
- 居住性劣悪、追加工事(断熱材、2重ガラス、風呂釜交換)抽選入居。遠隔地。コミュニティ破壊。
- コストは1戸当たり700万円以上。
- 阪神・淡路大震災以来の経験を学んだのか、何故こういうものを建てたのか。その総括はされたのか？



## 阪神・淡路大震災の仮設住宅

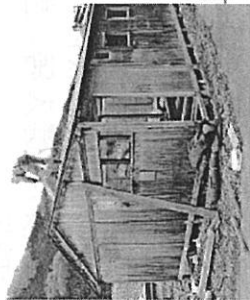
- 粗悪建物。当初は冷暖房無し。
- 遠隔地に抽選入居。コミュニティ破壊
- 孤独死:5年間で233人
- 1戸当たり建設費300万円+撤去費100万円



## 木造仮設住宅

優秀な断熱性・遮音性  
地元産木材。地元工務店建設。地域経済活性化  
建設費400万円

3万円で払下げ、大人気！



17

住田町の例 30㎡



## 福島県の木造仮設

公募で6000戸の木造仮設住宅建設。  
応急仮設木造住宅建設協議会の要請に応えた



1階40㎡+ロフト20㎡、畳・障子つき、建設費440万円



仮設住宅はいいけれど、(大熊町の住民)

18

## 応急仮設住宅の供給システム

- 全県がプレハブ協会と協定
- 災害時には仮設住宅をプレハブ協会に発注するしくみ
- 今回の木造仮設住宅の経験で見直し
- (社)全国木造建設事業協会→都道府県に協定締結を要請。現在22都県(含、熊本県)



19

## 借上げ仮設住宅(みなし仮設)

- 民間賃貸住宅を借上げ、家賃支給
- 恒久的住宅。自分で選べるので好評。
- 制度設計の問題
  - ①賃貸住宅の分布に偏り(被災地の人口流出)
  - ②入居者の実態把握できず、支援活動届かない
  - ③3者契約受け入れない自治体(公営住宅の空家)
  - ④自治体の業務負担大きい(会計検査院も指摘)
  - ④家賃支給打ち切り後の住宅確保

一般施策としての家賃補助制度が必要。

20

## 仮設住宅の入居状況

いまも 10,614戸に21,096人が居住

	建設仮設		みなし仮設	
	入居戸数	入居者	入居戸数	入居者
岩手県	2,411	4,924	555	1,338
宮城県	1,199	2,420	1,468	3,279
福島県	1,058	1,645	3,923	7,490
計	4,668	8,989	5,946	12,107

(2018.4現在。各県HPより作成。)

## 仮設住宅居住者の問題

- 建物の老朽化、健康被害
- 空家の増加
- 生活上の困難・不安
- 退去期限→特定入居
- 行き場がない人々

「仮設入居期間9年目まで延長 宮城県が方針」

「ピーク時には約1600戸、4600人が暮らしていたマンモス仮設団地 開成地区。現在は約100戸、200人が仮設住宅に残されている。以前は人が行き交っていた敷地内も閑散しており、日中でも人影はほとんど見られなくなった。」震災前に暮らしていたアパートは、津波で被災して大規模半壊。再建されたが、入居できず、災害公営住宅の入居資格なし。(河北新報、2018.3.11)



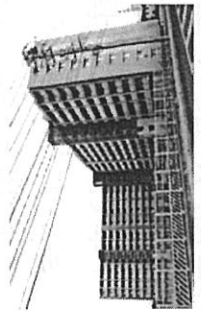
開成団地2013年2月

## 原発「自主避難者」への住宅供与打切り

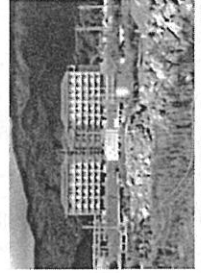
- いわゆる「自主避難者」＝区域外避難者への住宅供与、2017年3月で打ち切り(12600世帯)
- 政府は避難区域の指定解除推進
- 区域外避難者の多くは2重生活など
- 被災者向けの災害公営住宅も対象外
- 民間賃貸住宅家賃補助
- 月収21.4万円以下の世帯
- 2年間補助、上限3万円(1年目)、2万円(2年目)

## 終の棲家の確保 災害公営住宅

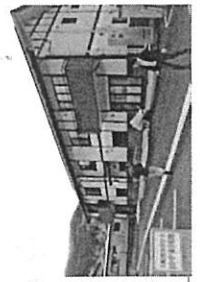
- 被災者の住宅確保にとってセーフティネット
- 住生活基本法の「住宅確保要配慮者」
- 国の補助；通常1/2、災害公営住宅2/3
- 激甚災害の場合は3/4、東日本大震災は7/8
- 家賃；応能応益家賃、震災特例など



仙台市



陸前高田市



大船渡市

## 災害公営住宅の整備状況

災害公営住宅の整備状況

	計画戸数	完成戸数	進捗率(%)
岩手県	5,694	4,283	75.2
宮城県	15,995	12,039	75.3
津波・地震	2,807	2,644	94.2
福島県	4,890	2,576	52.7
帰還者	298	19	6.4
3県計	29,684	21,561	72.6

出典：復興庁、災害公営住宅及び民間住宅等用地の供給状況(28年12月28日)

25

## 復興公営住宅は入居後が重要

- 「早く、早く」→復興加速化
- 早い方が良いが、「拙速」ということもある。
- 入居後の生活の方が長い。変えられない。
- 生活様式(ライフスタイル)の変化
- 集合住宅での暮らし
- コミュニティ
- 高齢化、空家化
- 阪神・淡路大震災の復興公営住宅で孤独死1026人の経験は生かされているか。

## 阪神・淡路大震災の復興公営住宅

- 住宅そのものには満足(設備・家賃)
- 環境面では一部不満
- 高齢単身世帯・低所得者の集中
- 滞納・強制退去問題
- コミュニティ(つきあい)の崩壊
  - 1日中全く誰とも話さない
  - 楽しみはテレビ・ラジオ
  - 元の居住地に戻りたい・いつも思い出す
- LSAなどの見守りサービスの効果には限界
- 物的計画の欠陥－高層大規模団地
- 立地の問題(従前居住地から遠い)

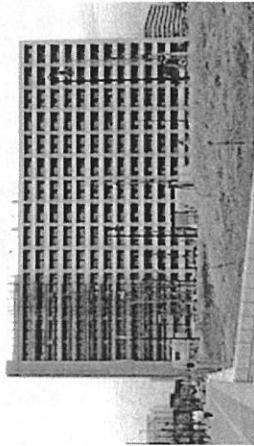
27

## 災害公営住宅の家賃問題

- 災害公営住宅の家賃低減措置
- 災害公営住宅家賃低廉化事業
- 東日本大震災特別家賃低減事業
- 5年後以降も自治体による低減措置
- 収入超過者の極端な家賃上昇
- 退去に追いやることに。適切な民間賃貸住宅なし。
- 災害被災者対策を平時の施策の準用で対応
- 公営住宅政策の貧困。家賃補助制度の欠如。

## あすと長町

- 160世帯のうち90世帯が  
近隣の公営住宅に。
- コミュニティ入居



神戸新聞、2015. 2.23

29

## 20年後の復興住宅

一阪神・淡路大震災

- 高齢化、リーダーの不在、  
コミュニティ維持の課題



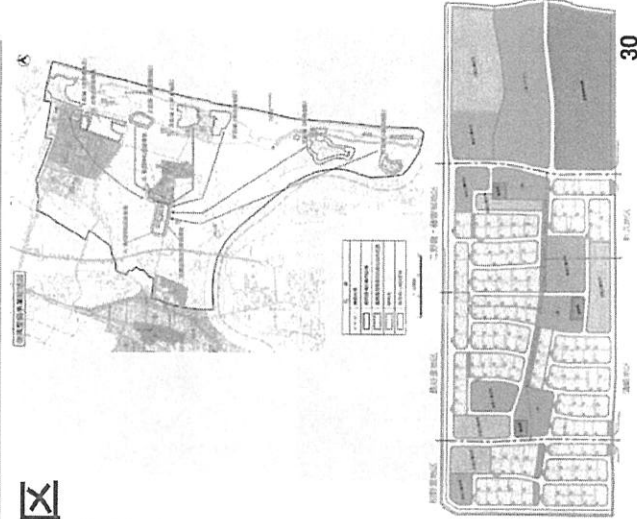
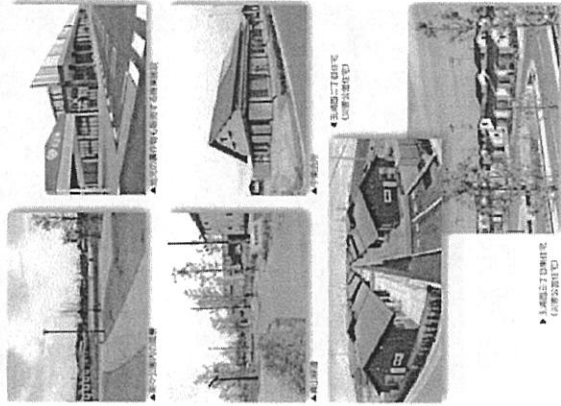
自治会長、当時63歳、現在79歳

NHK「かんさい熱視線」、震災20年復興住宅はいま(2014.7.18)より



以前は30人、今は5人しか集まらない

## 岩沼市 玉浦西地区



30

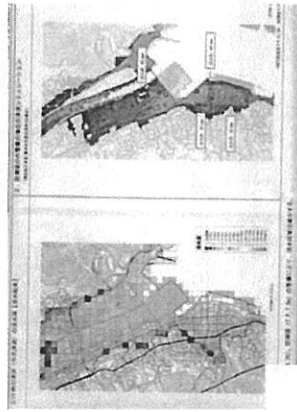
## 復興まちづくり

東日本大震災で津波防災地域づくり法

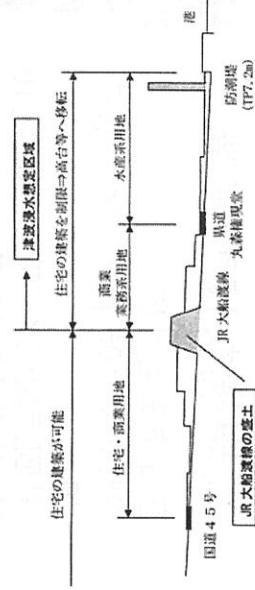
津波浸水想定への提示(県)

市町村が土地利用計画

浸水地域は居住を禁止・制限



L1津波;100年に1度→  
防潮堤など施設で対応  
L2津波;1000年に1度→  
避難。土地利用で対応。



32

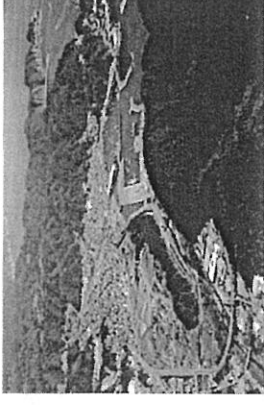
## 復興まちづくりの事業

- 防災集団移転事業、区画整理事業など
- 様々な問題
- 合意形成事業に時間がかかり、事業遅れ
- 3県の宅地造成 19,385戸計画、2017.3末に69%完成予定
- 被災者の選択に迷い中心市街地の活性化や持続的発展の展望
- 国費投入→自治体負担少ない。過大事業の危険性
- 跡地利用問題

33

## 大規模な移転事業

- 宮古市田老地区  
25.6ha、106億円（4.1億円/ha）  
計画戸数：243戸（民間住宅161戸、公営住宅82戸）  
1戸当たり：4,362万円
- 東松島市野蒜地区  
91.5ha、630億円（6.9億円/ha）  
計画戸数：448戸（民間住宅278戸、公営住宅170戸）  
1戸当たり：1億4千万円



宮古市田老地区

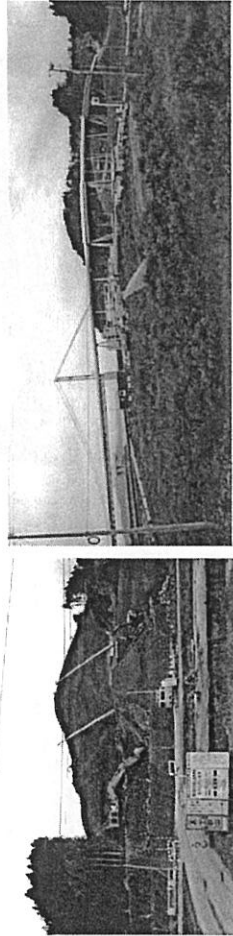
宮古市田老地区



34

## 大規模な移転と巨大な盛り土事業

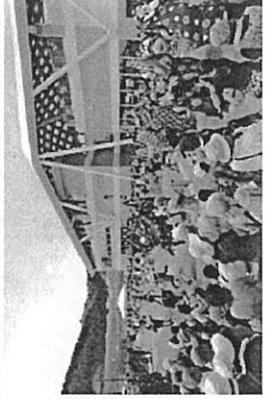
陸前高田市



陸前高田市の復興事業は、大規模な移転と巨大な盛り土事業が中心となっている。被災者の生活再建と地域活性化を目的とした取り組みが行われている。

35

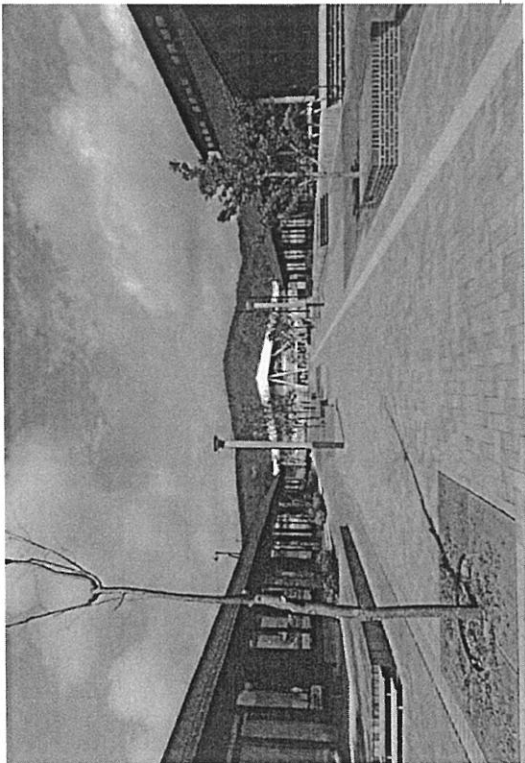
## 宮城県女川町の再建



36

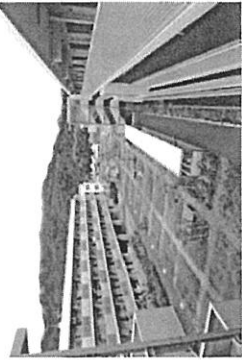


## 平日の駅前・商店街



37

## 山の上に災害公営住宅



38

## 差込型移転

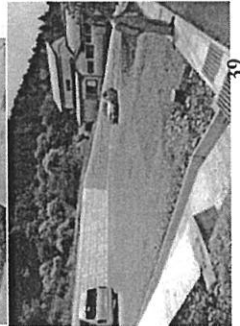
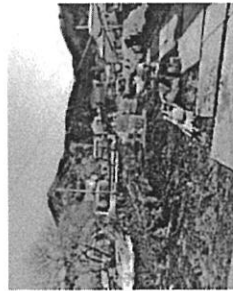
- 既存集落の近くで空き地や遊休農地を見出して、小規模な集団移転
- 費用が安い
- 事業が早い
- 周辺との融合
- 空き家・空き地の発生に対応しやすい

大船渡市の防災集団移転事業  
移転戸数366戸

1区画当たり整備費3,100万円

(工事費2,400万円)

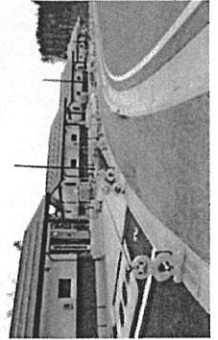
(岩手県大船渡市)



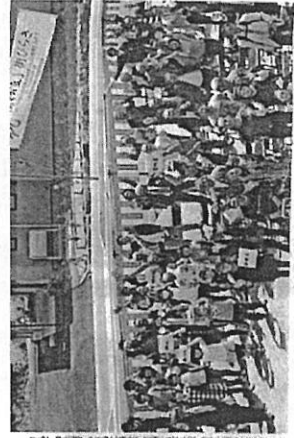
39

## 大船渡市 碁石・泊里地区「りあすの丘」

住民主導でまちづくり。防災集団移転17戸＋災害公営住宅6戸を同じ地区内に建設



## 絆そのまま高台移転

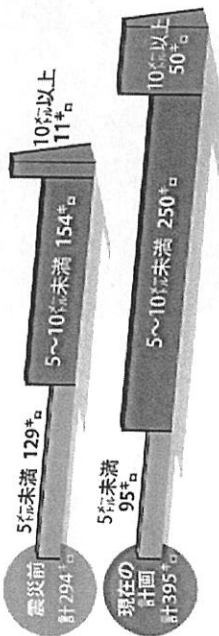


「絆そのまま高台移転」は、大船渡市碁石・泊里地区の防災集団移転事業の一環として、住民主導でまちづくりを進めている。移転先には、防災集団移転17戸と災害公営住宅6戸を併せて建設する。住民の意見を尊重し、移転先を決定している。移転先には、防災集団移転17戸と災害公営住宅6戸を併せて建設する。住民の意見を尊重し、移転先を決定している。

40

# 防潮堤問題

高さでみた防潮堤の総延長の変化(被災3県)



- 3県で整備される防潮堤は594カ所。577カ所は地元と調整済。完成は83カ所、建設中は361カ所、133カ所は未着工(2016.1末)。
- 宮城県で359カ所中133カ所、岩手県で136カ所中23カ所、住民要望により高さを下げた。

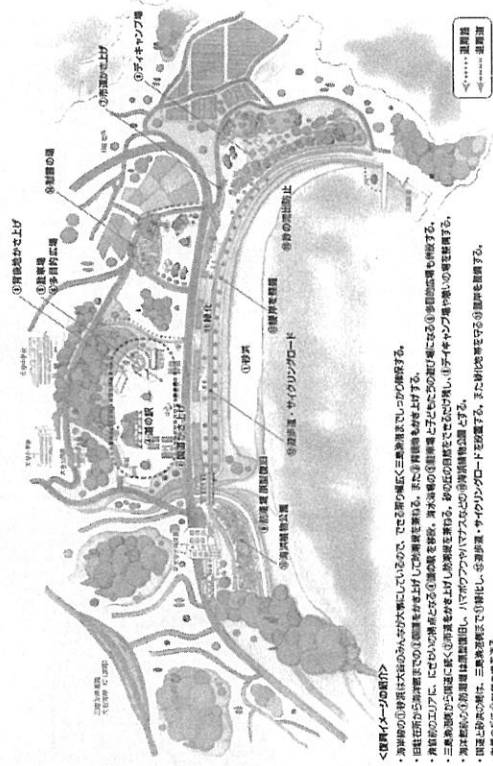
毎日新聞2016.3.10

# 大谷海岸

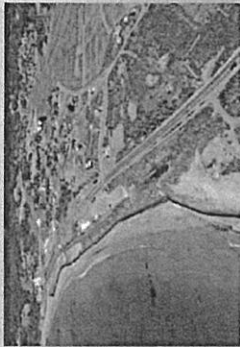
「私たちが大切にしたいこと  
未来につなげたいこと」

出典:三浦友幸氏

1. 海・防災……津波を乗り越え、その先の復興を託す。子どもたちへの防災教育を推進し、子どもたち自身が防災意識を醸成し、防災意識を育む。
2. 防災……津波を乗り越え、その先の復興を託す。子どもたちへの防災教育を推進し、子どもたちが防災意識を醸成し、防災意識を育む。
3. 人・コミュニティ……津波を乗り越え、その先の復興を託す。子どもたちへの防災教育を推進し、子どもたちが防災意識を醸成し、防災意識を育む。
4. 防災……津波を乗り越え、その先の復興を託す。子どもたちへの防災教育を推進し、子どもたちが防災意識を醸成し、防災意識を育む。
5. 防災……津波を乗り越え、その先の復興を託す。子どもたちへの防災教育を推進し、子どもたちが防災意識を醸成し、防災意識を育む。



1. 海・防災……津波を乗り越え、その先の復興を託す。子どもたちへの防災教育を推進し、子どもたちが防災意識を醸成し、防災意識を育む。
2. 防災……津波を乗り越え、その先の復興を託す。子どもたちへの防災教育を推進し、子どもたちが防災意識を醸成し、防災意識を育む。
3. 人・コミュニティ……津波を乗り越え、その先の復興を託す。子どもたちへの防災教育を推進し、子どもたちが防災意識を醸成し、防災意識を育む。
4. 防災……津波を乗り越え、その先の復興を託す。子どもたちへの防災教育を推進し、子どもたちが防災意識を醸成し、防災意識を育む。
5. 防災……津波を乗り越え、その先の復興を託す。子どもたちへの防災教育を推進し、子どもたちが防災意識を醸成し、防災意識を育む。



# 気仙沼市大谷海岸

当初建設が予定されていた防潮堤は高さ9.8m・底辺幅40m、断面が台形型のコンクリートによる防潮堤。

TP 9.8m

出典:三浦友幸氏

# 東日本大震災の復興政策の評価

- 根本問題一復興の基本理念、法律
- 復興財政一何に金を投じたのか
- 復興庁という体制
- 当初は「ワンストップで物事を決める組織」実際は屋上屋を重ね、御用聞き?他省庁に勧告できる位置→実際は勧告したことがない。2020年度で廃止。東日本大震災だけに対応。
- 国・県・市町村
- 復興の主役は市町村。地方分権。という建前で、現実にはお金は国だのみ。ナショナルミニマムとしてやるべきことについても国の責任回避。
- 「復興オリンピック」?
- 震災をネタにオリンピック誘致。東京の「建設ラッシュ」、復興遅れ――

これまでに、  
25兆円投入。  
何に使った  
のか。

全国防災対策費  
等に3兆円

財源＝増税：  
10.6兆円

所得税25年間  
住民税10年間

集中復興期間における復興事業の主な実績

項目	(兆円)	(%)
住宅再建・復興まちづくり	10.0	40.8
災害廃棄物処理		
災害復旧(河川堤防2113カ所、道路1159km)		
インフラ整備(復興道路223km供用)		
復興まちづくり(復興交付金、災害公営住宅、高台移転)		
被災者支援(健康・生活支援)	2.1	8.6
救助活動等		
応急仮設住宅		
被災者生活再建支援金		
地域医療の再生(病院の復旧)		
就学支援(学用品支給)		
産業・生業(なりわい)の再生	4.1	16.7
中小企業支援(資金貸付、グループ補助金など)		
企業立地		
農林水産業支援(漁船、水産加工施設、被災農地)		
雇用確保		
原子力災害からの復興・再生	1.6	6.5
除染		
中間貯蔵施設交付金1500億円、福島復興交付金1000億円		
ふるさとの復活(福島再生加速化交付金2655億円)		
風評被害対策		
震災復興特別交付税等	4.6	18.8
全国防災対策費	3.0	12.2
計	25.4	100.0

出典：復興庁「集中復興期間の総括と28年度以降の復興事業のあり方(ホイント)1(4/27.5)」

45

## 住宅再建に投じられた資金

### 住宅再建等に投じられた経費

	億円
仮設住宅	4,638
災害公営住宅	6,023
高台移転等	7,686
被災者生活再建支援金	3,222
計	21,569

出典：会計検査院20164、内閣府2016.5

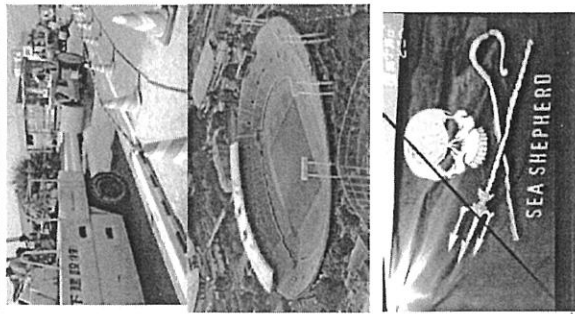
**\* 全国防災対策費等 3兆円**

NHK(2016.3.11) 5年間で26兆円 1500事業

- ①インフラ・まちづくり 14兆円  
公共土木施設の復旧 2兆2870億円  
高台移転・公営住宅など1兆7756億円  
がれき処理  
復興道路建設
- ②産業・雇用 5兆円  
グループ補助金 4810億円  
(全国防災 3兆円)
- ③原子力災害 3.6兆円
- ④被災者支援 2.5兆円  
被災者生活再建支援金 3200億円
- ⑤その他 0.9兆円

## 復興予算の「流用」

- 沖縄県の国道工事に5億円
- 北海道・埼玉の刑務所で職業訓練(2800万円)
- シーシェパード対策費用23億円
- 海外青少年交流事業に72億円
- 東京の国立競技場に3.3億円
- 3次補正予算9.2兆円のうち、2.4兆円は被災地外もしくは全国にながれた
- 塩崎「復興予算は被災地のために」、「世界」12月号



## 流用の根本原因は東日本大震災復興基本法

- (目的)第一条 この法律は、復興についての基本理念を定め、復興のための資金の確保、復興特別区域制度の基本事項を定める
- 東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定め
- **東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と**
- **活力ある日本の再生を図ることを目的とする。**

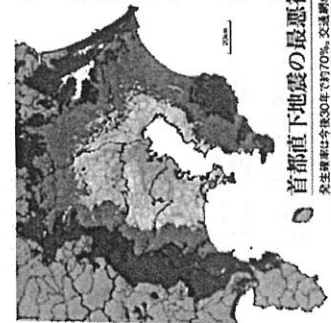
49

## 今後の備え—東日本大震災はいかされるか

- 熊本地震の現実  
全半壊4.3万棟。車中泊、雑魚寝。おにぎり。仮設住宅等に36,180人(2018.4現在)。  
住宅再建必要な16,267世帯の半数以上が再建は来年以降。10年がかりで県道拡幅事業。
- 次の巨大災害にどう備えるのか
- 事前予防・緊急対応・復旧復興
- まず関連死・孤独死を防げ
- 住宅復興のシステム改革
- 常設の防災・復興省

## 次の巨大災害

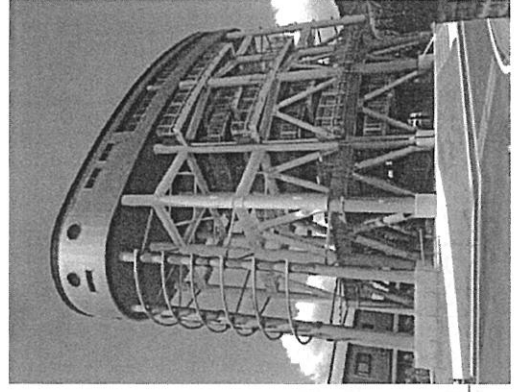
南海トラフ巨大地震 死者32万人  
経済被害220兆円



## 事前対策が必要

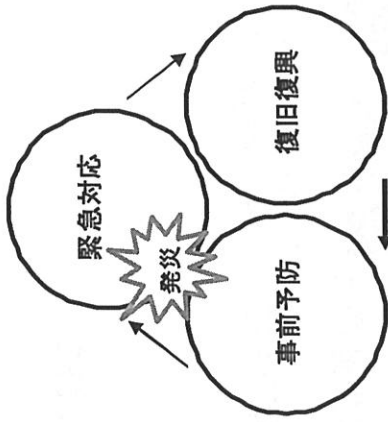
- 室戸市、3分、24m
- 土佐清水市、4分、34m
- 黒潮町、8分、34m
- 高知市、16分、16m

高知県黒潮町の避難タワー



## 被害を減らすには、3つの段階で対策が必要

- ①事前予防＝建物の耐震化、防潮堤、避難タワー、消防設備、避難意識の向上、避難訓練。
- ②緊急対応＝消火、避難、救助、救命。
- ③復旧復興の過程で膨大な被害。命が助かっても家がない、避難所で亡くなる。その対策が必要。



災害のサイクル

## 関連死の増加

- 最近の災害では関連死が増加傾向
- 福島、熊本では直接死を上回る。

表一1 直接死と関連死

	直接死(A)	関連死(B)	B/A	%
阪神・淡路大震災	5,505	932		16.9
東日本大震災大震災	18,434	3,592		19.5
内、福島県	1,810	2,202		121.7
その他	16,624	1,390		8.4
熊本地震	55	212		385.5

注) 直接死には行方不明を含む

東日本大震災大震災の直接死は2018年3月現在。警察庁。  
熊本地震被害は、朝日新聞(2018.4.14)による

## 関連死の原因

- 主な原因は避難所での生活、避難所への移動

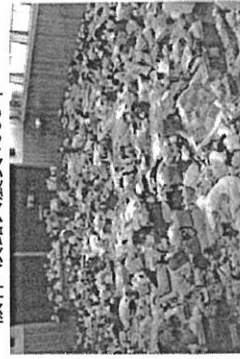
震災関連死の原因(複数選択)

病院内の機能停止による治療遅れ	病院の機能停止による治療遅れ	交通事情	避難所等への移動	避難所等における肉体的疲労	地震・津波のストレス	原発事故のストレス	救助・救護活動等の義務	その他	不明	合計(母数)1263(人)
岩手県・宮城県	39	97	13	21	112	1	1	110	65	
福島県	51	186	4	380	38	33		105	56	
合計	90	283	17	401	150	34	1	215	121	
該当割合	7.1	22.4	1.3	31.7	11.9	2.7	0.1	17.0	9.6	1263

(備考) 市町村の資料を基に、復興庁において、原因と考えられるものを複数選択。  
(出典) 復興庁「東日本大震災における震災関連死に関する報告(案)」、H24.8.21

## 非人間的な避難所・避難生活

阪神・淡路大震災1995年



東日本大震災2011年



北伊豆地震1930年



熊本地震2016年



## 内閣府「避難所の生活環境の整備等について(留意事項)」(H29.7.6)

避難所の長期化の場合、備えるべきモノ

- 簡易ベッド、畳、マット、カーペット
- 間仕切り用パーティション、仮設スロープ
- テレビ、ラジオ、冷暖房機器
- 公衆電話、公衆ファクシミリ
- 仮設トイレ、障害者用ポータブルトイレ
- 仮設洗濯場、簡易シャワー・仮設風呂
- 仮設炊事場、その他必要な設備備品

九州北部豪雨



- 要配慮者への支援体制のある市区町村66%

- 福祉避難所があるのは 45%

57

## まず、TKBが重要(避難所・避難生活学会)



- トイレ(T)
- キッチン(K)
- ベッド(B)
- 他に弾性ストッキング  
(エコノミークラス症候群の予防)

茨城県常総市、石下総合運動公園避難所、2015.9.20

ダンボールベッドが好評。

58

## 避難所・避難生活の改善が急務

- 日本の避難所の生活状況は先進国とは言えない
- おにぎり1個をもらうのに何時間も並ぶ
- 冷たい食事。不十分なトイレ。
- 体育館での雑魚寝。車中泊。
- 先進国の国際水準からみて、許されないレベル。
- 被災者・国民全体の意識改革が必要。



新潟大学医学部 様沢和彦  
避難所・避難生活学会代表

59

## アメリカ・CDC災害避難所環境アセスメント(抜粋)

1. 水道が使える／お湯が使える
2. 一人あたり3.3平米以上
3. 電気が使える／停電用発電機があった
12. 避難所で食事を作る。配膳する。食事は冷たくない。
13. 食事は十分供給される。食事は十分ストックされている。
14. 食事前の手洗いが可能。食器洗いが可能。
15. 清潔なキッチン
16. 十分な簡易ベッド、マットなどがある
17. ベッド(布団)の定期的な交換がある
18. 十分なベッドスペース(3.3平米以上)

2014/8/9

60

## 子供の遊び場に関する項目

38. おむつ交換の場所は清潔
39. 子供の遊び場に手洗い場がある
40. 遊具は十分にある、安全である
41. 子供の食事場所は清潔である
42. 面倒を見る大人の数は十分である
43. 遊び場は受け入れられる清潔度がある

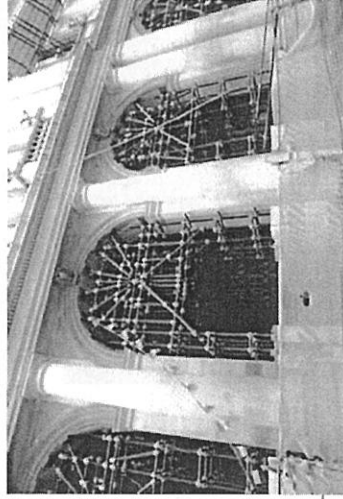
Environmental Health Assessment Form for Shelters  
For Rapid Assessment of Shelter Conditions during Disasters, CDC

<https://emergency.cdc.gov/shelterassessment/>

61

## イタリアの震災復興

- 2009年 ラクイラ地震  
2012年 イタリア北部地震(モデナ)  
2016年 イタリア中部地震  
(アマトリーチエ、ノルチャ)



## イタリアの緊急対応



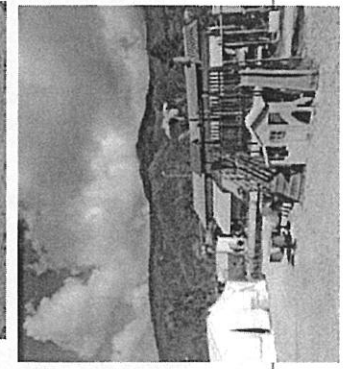
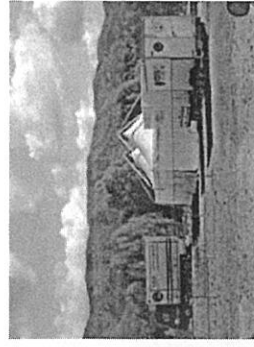
簡易ベッド



食堂施設

- 収容能力 200~300人
- 調理施設も併設
- テーブルで暖かい食事が供給される

## イタリア、アマトリーチエ地震(2016年)



(新潟大学医学部榛沢和彦教授による)

(新潟大学医学部榛沢和彦教授による)

## アマトリーチ地震の被災者の食事

レストランで提供される食事。ステーキ、サラダ、果物、ワインも。

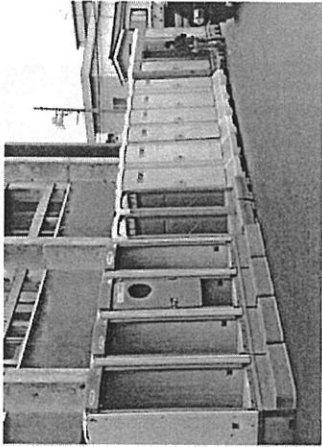


ポルト・サン・エルピージョにて

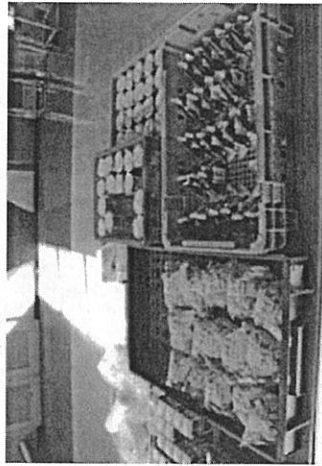
- こういうレベル食事は1980年代から。
- イタリア南部地震(1980年、死者約2500人)
- 「テントで食堂がつけられ、メニューはパン、スパゲティ、ハム、ソーセージ、ビーフ、スープ、ワイン・ジュース付きで、日本の炊き出しおにぎりとは比べたら大変なご馳走であった。」

—安倍北夫氏の現地レポート「大間の対応と都市型震災丁(予防時報、1981summer,126)

## あらためて、21世紀の日本は



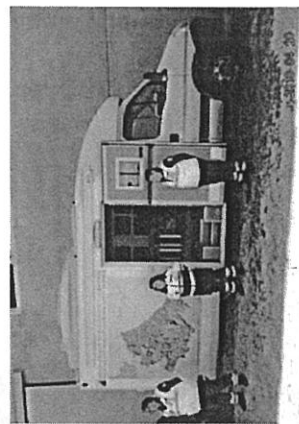
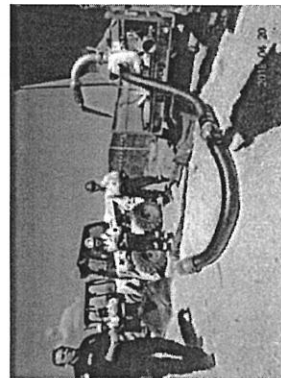
益城町の和式トイレ



茨城県の避難所の食事

## イタリアの災害対応；国・州・県・市が一体となって対応 実働部隊はボランティア

ラクイラの属するアブルツツオ州市民安全局が保有する拠点施設。各種機材が備わっている。



トイレ・シャワーユニット



居住スペース。ハイドロテントを10分で組み立てる。

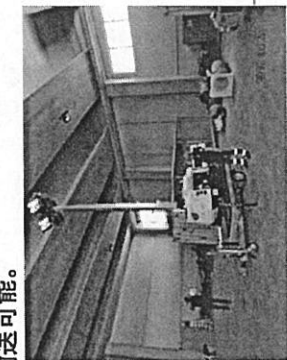


# ボランティア団体Valtrignoの拠点

イタリアのボランティア団体の登録人数140万人。何らかの専門性を持っている。2週間のボランティア活動を法律で保障。交通費などの実費を国費で支給。



キッチンカー。1時間で500食。ヘリコプタ輸送可能。

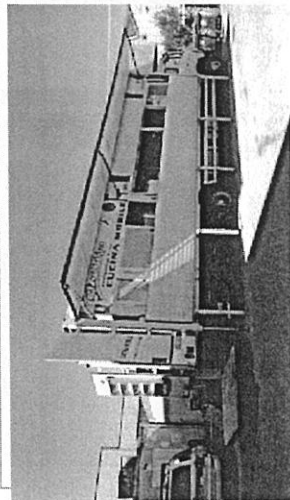
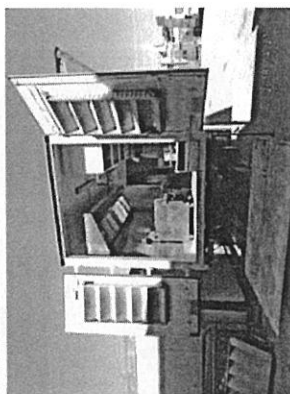


夜間作業のための照明装置

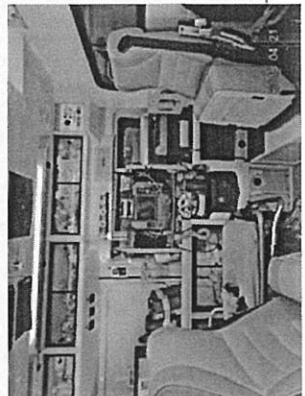


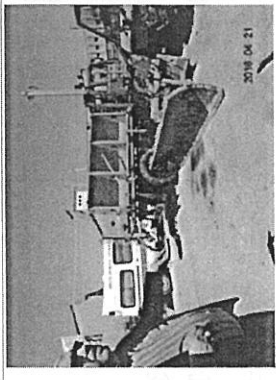
救助犬

ベッド、毛布、枕などを格納するコンテナ



キッチンカー  
1時間で1000食を提供できる

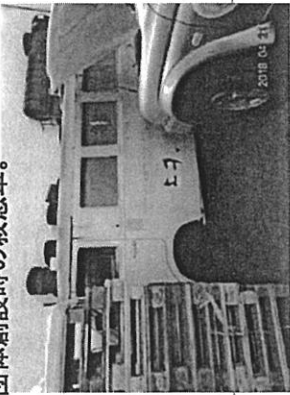




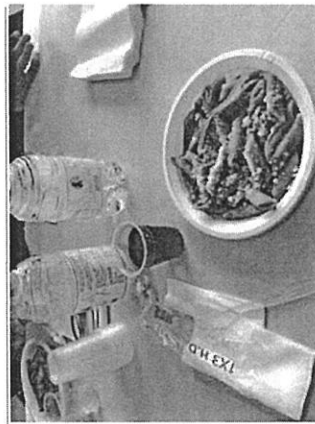
除雪車。ヘリで空中消火用の水槽。



ペット・動物用救急車。ポランティア団体創設時の救急車。



高圧空気のテント



被災地で提供する食  
事。8人掛けのテーブ  
ル・イスも避難所用。  
120台備蓄。  
パスタ、サラダ、ウイ  
ンナーソーセージ、  
パン、ワイン。クッキ  
ー。

## 仮設→住宅復興のシステムを考える

- プレハブ仮設住宅：居住性悪く不評。700万円かけて数年で取り壊す。
- 公営住宅：建物はよいが、立地場所、コミュニティ崩壊。家賃負担。後々の管理問題など。
- 自力再建支援制度：300万円ではとても足りない。
- 行政にとってのコストは自力再建の方が安い(＊)。  
仮設住宅・公営住宅の建設・提供＝2439万円／戸  
生活再建支援金で自力建設・購入＝743万円／戸
- 現在の仕組みを考え直すべき。

＊亀井浩之論文、「検証・被災者生活再建支援法」(関西学院大学、2014年)所収

## イタリアの仮設住宅

- CASE住宅「持続可能な耐震エコ住宅コンプレックス」  
19カ所に185棟 4,449戸を1年以内に建設  
RCの耐震デツキ上に鉄骨集合住宅  
恒久建物を仮設住宅として供給。将来は公営住宅に
- 2LDK,3LDKなど(36㎡、54㎡、72㎡)  
家具、電化製品、食器備え付け
- MAP住宅「仮設住宅モジュール(moduli abitativi provvisori)」  
木造1～2階建て(戸建て、2戸1長屋など)  
40㎡、50平米、70㎡など

77

## CASE住宅



60㎡、2LDK、2人住まい

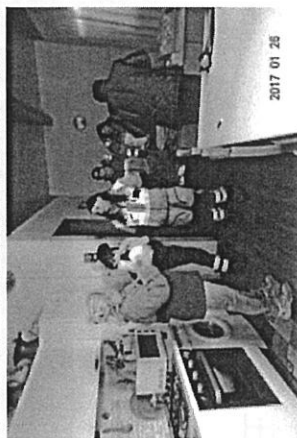
100㎡、4LDK+2バスルーム家具付き、6人住まい、家賃なし(元の住宅地が災害危険区域になったため)

78



## MAP仮設住宅

70㎡、3LDK、家具付き、5人住まい、家賃244€/月、Preturo村

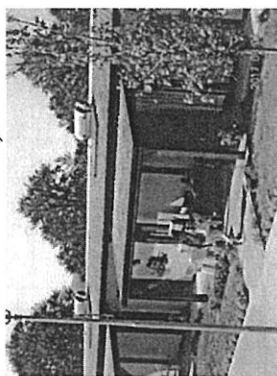
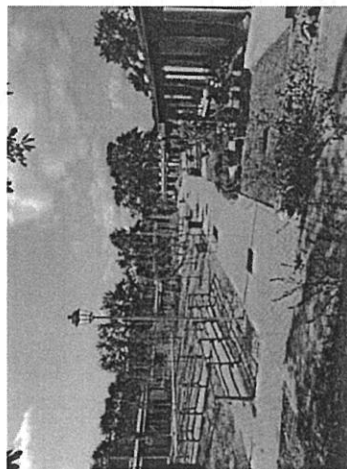


2017 01 26

79

Onna村のMAP住宅、イタリア赤十字

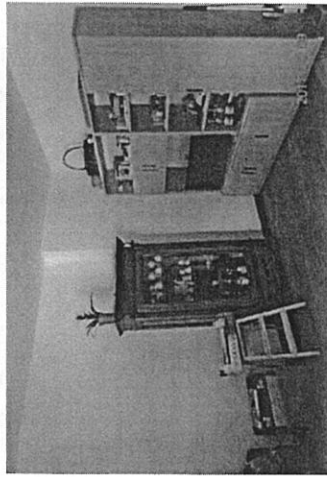
## アマトリーチェの仮設住宅(SAE)



2017 06 06

崩壊した元の村から数百mのところに建設されている。子ども遊び場も作られている。

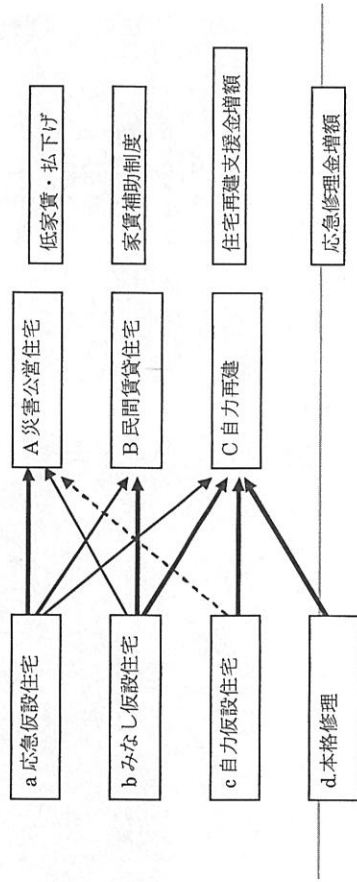
## アマトリーチエの仮設住宅(SAE)



40㎡の仮設住宅に2人住まい。快適だ。以前は60㎡のアパートだった。(仮設住宅は3人なら60㎡、4人は80㎡)

## 住宅復興プログラムを根本改革すべき

- 被災者の幸せを考えず、既存制度ありき。
- 統一性・連続性がない。お金に無駄が多い。
- もっと柔軟に考えれば、様々な方法がある。

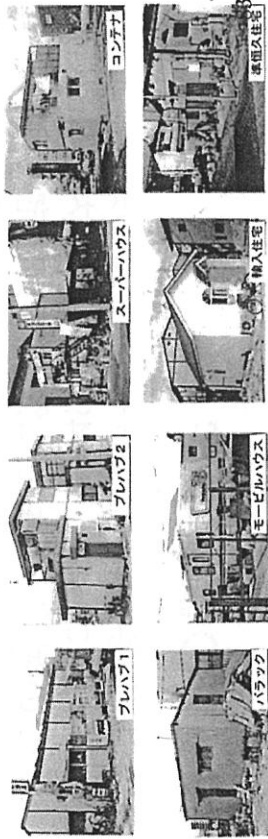


## 自力仮設住宅を支援する

神戸市内に約5000戸。店舗、工場併用など。すぐに立ち上げ、増築、改築、建て替えなどで住み続けた。1戸当たり平均900万円。公的支援なし。

仮設住宅の700万円を支援金として、自力復興を推奨する。現行法でも可能。

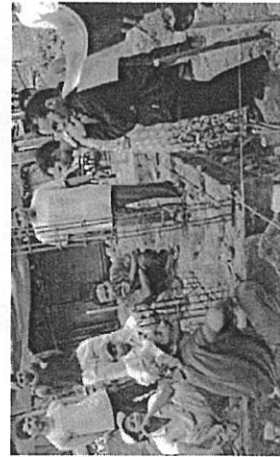
応急修理の支援金50数万円を500万円くらいにして自力復興を促す。



## 小さい仮設住宅を作って、徐々に本格住宅にする

### インドネシアのコアハウス

- 鉄筋コンクリートの小規模な住宅(3m x 3m x 2部屋)を建設。
- 15万円の支援金で鉄筋とセメント購入
- 共同作業(ゴトンヨロン)で建設
- お金ができる、内装を立派にし、2~3倍に拡大

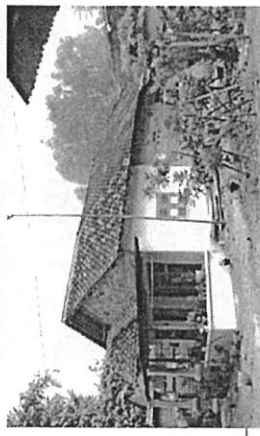


## 拡大するコアハウス

当初は18㎡だが、資金ができると2倍3倍に増築していく

鉄筋の組み立てなどを大学教員や学生が指導

元の地域を離れず、徐々に復興していく

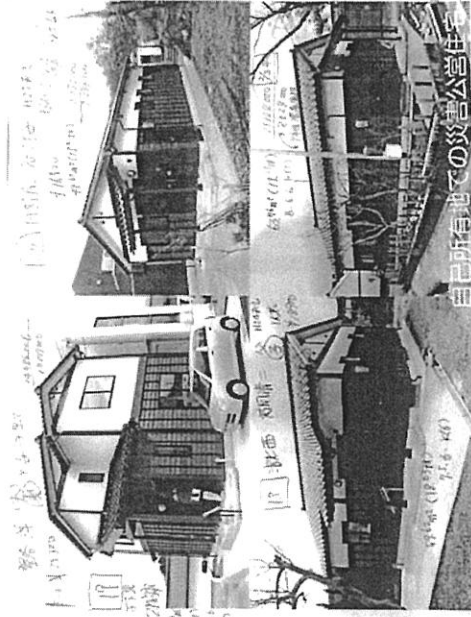


技術指導のボランティア学生

85

## 自宅敷地に公営住宅を建設してもら

- 自宅敷地の一部を市に寄付
- 「市有地」となった土地に公営住宅を建設
- 自力再建の資金ない人も従前コミュニティを維持できる。



能登半島地震の例 石川県輪島市

## 常設の防災・復興機関が必要

- イタリアには「災害防護庁」Protezione Civile
- アメリカにはFEMA
- 日本では災害の経験・教訓の系統的な蓄積や人材育成ができていない。莫大な資金を使って、被災者の復興ができな、2次被害を防げない。
- 内閣府、復興庁(2020年度廃止)では限界
- 「防災・復興省」を創設すべき。但し「緊急事態条項」は不要、有害。

87

## 市民安全省本部 (ローマ)

- 常設の省。職員750人
- 大災害には大会議室で1時間以内にトップの会議が招集される(法律で規定)。
- イタリア中部地震では3:36に発災、4:00に会議

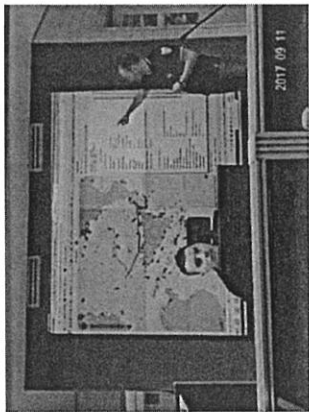


## 市民安全省の地下にあるオペレーションルーム

- 軍・警察・消防・赤十字などの組織が、それぞれ部屋を持ち、3交代体制で24時間365日モニタリング



海軍



## 被災者支援の施策と国民意識の改革

- 住宅の被害程度で支援内容がきままる仕組みではなく、生活被害の実態にあった制度をつくること。
- 被災者一人ひとりのカルテをつくり、その人に合った支援を行う「災害ケースマネジメント」
- 国民の側に自分たちの生活を取り戻すこと、生活文化への強いこだわり・執念が必要。それが制度改革をもたらす。
- 南海トラフ・首都直下地震までに早急に制度改革を。

おわり

ご清聴、  
ありがとうございました。

宣伝；避難所・避難生活学会の本  
「避難所づくりに活かす18の視点」



## 2017 年災害公営住宅訪問調査の結果

2018 年 6 月 16 日 県民センター7 周年総会  
宮城県民主医療機関連合会 坂田 匠

### はじめに

東日本大震災から 8 年目となり、震災の影響が見えにくくなってきています。深刻な被害を受けた被災者の方々についても、暮らしの場が災害公営住宅に移ったことで、生活再建に一定の区切りがついたとの見方も少なくありません。被災した自治体の首長の 9 割が、震災の風化を感じているというアンケート結果がそのことを表しています。

一方で、災害公営住宅では、住民の高齢化、困窮、孤立の問題があります。宮城県のまとめでは、2017 年 3 月末までに災害公営住宅で 43 人の方が孤独死しており、入居が本格化した 2016 年以降増加傾向にあることが指摘されています。被災者の医療費窓口負担・介護利用料一部負担の免除制度の打ち切り<sup>1</sup>による健康状態の悪化、災害公営住宅家賃の引き上げによる経済的困難が大きくなることが懸念されます。

宮城民医連では、被災者の健康、生活の実態と要求、課題を把握し支援活動につなげることを目的に、2015 年 11 月に仮設住宅、2016 年 9 月と 2017 年 9 月に災害公営住宅の訪問聞き取り調査を行ってきました。ここでは、2017 年 9 月 30 日（土）午後と 10 月 1 日（日）午前に行った災害公営住宅調査の結果と、見えてきた課題について報告します。

### 1. 調査の概要

訪問先は、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、東松島市（野蒜ヶ丘）、仙台市（あすと長町 1～3、泉中央南）の災害公営住宅です。延べ 180 名の職員と地域の協力者 14 名が参加しました。聞き取り調査で 1295 軒、ポスティングで 480 軒、計 1,775 軒を訪問し、対話数は 407 件でした。

集計に用いた調査票は、訪問当日回収が 232 件、後日郵送された分が 241 件、合わせて 473 件です。全体の回収率は 26.6%ですが、聞き取り調査をした地域の回収率は 35.3%です<sup>2</sup>。ポスティングのみの地域は 15.6%であり大きな差が出ました。

### 2. 調査結果

回答者の年齢は 70 代以上が約 50%を占めました。宮城県が行った災害公営住宅の 2016 年度調査では 65 歳以上が 50%という結果です。

世帯人数を 70 歳で区切ると、70 歳以上では、独居世帯が 4 割を超え、独居または 2 人暮らしの世帯が 8 割を占めました。70 歳以上の 2 人暮らし世帯では、同居者は 6 割が配偶者となっており、高齢者世帯と考えられます。

複数回答による生活上の不安は、「健康」「将来の家賃」「収入」の順となりました。上位 3 項目は昨年と同じですが、「収入」と「家賃」の順番が入れ替わっており、ギリギリの生活をしている中での家賃値上げに対する不安が、自由記載欄に数多く出されています。

<sup>1</sup> 2018 年 4 月以降も継続しているのは気仙沼市、東松島市、名取市の 3 市のみ。

<sup>2</sup> 998 軒を訪問して、当日 230 件、後日郵送 122 件、合わせて 352 件を回収。

### 3. 医療・介護に関わる状況

「治療の必要な病気がある」と答えた方は全体の7割で、そのうちの8割は現在通院中でしたが約1割は通院していませんでした。通院していない理由は、「お金がない」「生活に余裕がない」などの経済的な理由、「仕事で時間が取れない」「多忙」などの仕事に関わる理由が複数出されました。「医療費が心配で受診を控えたことがある」と答えた方は全体の2割。加入している健康保険は、国民健康保険4割、後期高齢者医療保険2割でした。被災者の医療費窓口負担免除は、6割の方が「継続・復活してほしい」と答えています。

要介護認定を受けている家族がいるのは全体の1割でしたが、そのうちの3割は支払いが大変で介護サービスを控えたことがあると答えました。70歳以上の独居高齢者95名に限ってみると、本人が要介護認定を受けている方は10名で、そのうちの6名は支払いが大変でサービスを控えた経験があると答えています。

### 4. 家賃

災害公営住宅の家賃は、2万円未満が全体の半数を占めました。

家賃の支払いが「大変苦しい」18%、「やや苦しい」26%で合わせて4割を占めました。経済的に生活が「大変苦しい」22%、「やや苦しい」30%で5割を超えました。

入居後に家賃の値上がりを経験した方は全体の2割でした。値上がりの額は、1万円代が12名と最多、続いて5千円台が10名でした。家賃は前年度の収入をもとに「政令月収」で決められますが、収入に変化が無くても雑損控除の適用期限が切れて「政令月収」が上がっている方もいます。また、国の「特別家賃低減事業」の対象となっている世帯については、入居6年目からの家賃値上げがこれから始まりますが、そのことに対する不安の声が多数出されています。

### 5. 困った時の相談相手

困った時の相談相手の有無では、相談相手がいない方が3割を占めました。相談相手（複数回答）は、多い方から「子ども」「友人」「兄弟姉妹」でしたが、相談相手の約7割が血縁関係でした。

経済的負担感が高い人ほど、困った時の相談相手がいない割合が高くなっています。家賃や生活など経済的に困っている人ほど、社会的に孤立しやすい状況にあると考えられます。

### 6. まとめ

被災者の生活を支えるために、以下の3点が必要と考えます。

第一は、被災者の医療費窓口負担や介護利用料一部負担の免除の再開、継続です。その際、市町村に過大な負担とならないよう、県が独自に財政措置を講じる必要があります。

第二に、災害公営住宅の家賃低減措置を継続することです。管理者である各自治体の判断として、自治体に丸投げするのではなく、国が責任をもち相応の負担をする必要があります。

第三に、県や国の責任で、被災者が相談しやすい仕組みを総合的に充実させることです。その上で、住民の助け合いや支え合いを自治体等が援助し、被災者を孤立させないことが必要です。自治体の相談窓口の充実、自治体職員によるアウトリーチ、災害公営住宅の自治会、地域の自治会や老人会、NPO、ボランティア、民生委員、児童相談員、医療や介護・福祉の事業所など、被災者の当事者組織や支援組織のネットワーク化を図ること等が考えられます。



医療費窓口負担免除の打ち切りによって、被災者が必要な医療を中断することがないように、宮城民医連の事業所では相談活動を強めています。坂総合病院は、今年3月で免除が打ち切られた塩釜市、多賀城市、七ヶ浜町、松島町を診療圏に含みます。低所得者を対象に窓口負担の軽減を行う無料低額診療事業（無低診）<sup>3</sup>を行っています。今年4月から6月上旬までに、被災者による無低診の申請は129件にのぼります。「4月から免除が打ち切りになるからどうしようかと迷っていたが、とりあえず病院にきた。無低診という制度があってよかった」という声も寄せられています。無低診を地域に知らせる活動も一層重要になっています。

民医連の事業所と一緒に地域の健康づくりやまちづくりに取り組む、友の会や医療生協は、お茶っこ会、相談会、サロン活動、班会等を、災害公営住宅や沿岸部の被災地で行っています。被災者と継続的につながる活動として、職員も関わりながら取り組みを強めたいと考えます。

災害公営住宅の訪問調査は、参加する職員にとっても、被災者の生活を知り、悩みや抱えている困難に気づき、自らの役割を考える機会ともなっています。今後も訪問行動を行い、その結果を社会的に発信し、制度の改善や充実に結びつけていきたいと考えています。

以上

---

<sup>3</sup> 無料低額診療事業とは、低所得者などに医療機関が無料または低額な料金によって診療を行う事業。生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう無料又は低額な料金で診療を行うもの。病院や診療所の設置主体に関らず、第二種社会福祉事業の届け出を行い、都道府県知事が受理をすればこの事業を実施することができる。

## 宮城災対連・東日本大震災共同支援センターのとりくみ

### <宮城災対連>

宮城災対連は、正式名称を「防災対策の強化と災害被災者支援、災害対策を求める宮城県連絡会」と言い、2003年7月26日に起こった「宮城県北部連続地震」をはじめとする災害被災者の生活再建と住民本位の復興、生活再建支援法の改善などを求めて、ちょうど1年後の2004年7月26日に結成されました。

### <東日本大震災共同支援センター>

東日本大震災共同支援センターは、2011年3月11日に発生した東日本大震災直後に、休眠状態であった宮城災対連が全国災対連と全労連の援助を受けて3月25日に結成され、支援物資の提供やボランティア活動、炊き出し&なんでも相談会などで被災者支援を続けてきました。

### <共同支援センターの主な取り組み>

#### (1) 支援物資の提供

- ◎全労連が傘下の労働組合に物資提供を呼びかけ、3月23日から大型宣伝カーで随時宮城県労連に搬送、仙台・塩釜・石巻・名取・岩沼などの被災者に届けました。
  - ※物資の保管場所に苦労しましたが、何とか確保できました。
  - ※提供いただいた主な物資（乾麺・カップ麺・缶詰ご飯・飴・粉ミルク・トイレットペーパー・ティッシュペーパー・紙おむつ・防寒衣類・下着類・ゴミ袋・ラップ・ホイルなど、貴重な物資ばかりでした）
- ◎愛知の労働組合がタンクローリーで灯油を運んできていただき、被災者に提供しました。その後もドラム缶で灯油を送ってくれました。
- ◎青森県労連が携行缶にガソリンを、ポリタンクに灯油を詰めて、県労連に届けてくれました。
- ◎全国の労働組合や友好団体が義援金を持参し、宮城を訪問してくれました。

#### (2) ボランティア活動

- ◎ボランティアの受け入れは4月7日から開始、8月31日に終了するまで全労連を通じて参加いただいた方は延べ2600人、その他に単産独自の参加や個人での参加など多数あり、正確な人数は把握できませんでした。
- ◎ボランティアの方々の宿泊は、当初県労連の会議室を確保、その後松島のホテル、石巻の支援センター、個人宅などを転々としながら受け入れを続けました。

#### (3) 炊き出し&なんでも相談会

- ◎被災者への物資支援や飲食の提供と合わせて、困りごとの相談会を実施してきました。2011年5月14日に石巻でスタートした「炊き出し&なんでも相談会」はこれまで58回を数え、来場者数は合計1万9千人にのぼりました。
  - ※10市町で開催しましたが、一度も行けなかった市町があったことはちょっと残念です。
  - ※この活動に協力していただいた主な組織は、庄内産直センター・農民連・民医連・みやぎ青葉の会・新建築家集団・東京土建・新婦人の会・国民救援会・平和委員会・県労連などでした。

#### (4) 国会行動・省庁交渉

- ◎この間全国災対連が計画し、岩手・宮城・福島の被災3県を中心にした国会行動・省庁交渉には毎回20人近い方々が県民センターの皆さんとともに参加し、積極的な役割を果たしてきました。

**宮城災対連・東日本大震災共同支援センター炊き出し&なんでも相談会の開催結果一覧**

- (1) 第1回炊き出し&相談会 (石巻市：みやぎ協石巻大橋店駐車場)  
 ◎日時：2011年5月14日(土) 11時～14時  
 ◎来場者数：1,200人
- (2) 第2回炊き出し&相談会 (仙台市若林区：六郷中学校校庭)  
 ◎日時：2011年5月21日(土) 11時～14時  
 ◎来場者数：950人
- (3) 第3回炊き出し&相談会 (名取市：名取文化会館西玄関前ロータリー)  
 ◎日時：2011年5月28日(土) 11時～14時  
 ◎来場者数：950人
- (4) 第4回炊き出し&相談会 (東松島市：グリーンタウン矢本・仮設住宅)  
 ◎日時：2011年6月12日(日) 11時～13時  
 ◎来場者数：900人
- (5) 第5回炊き出し&相談会 (東松島市：グリーンタウン矢本・仮設住宅)  
 ◎日時：2011年7月16日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：1,200人
- (6) 第6回炊き出し&相談会 (仙台市若林区：日辺地区・ニッペリア仮設住宅)  
 ◎日時：2011年7月30日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：450人
- (7) 第7回炊き出し&相談会 (亶理町：東郷公共ゾーン仮設住宅)  
 ◎日時：2011年9月17日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約900人
- (8) 第8回炊き出し&相談会 (気仙沼市：大谷中学校校庭仮設住宅)  
 ◎日時：2011年11月19日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約300人
- (9) 第9回炊き出し&相談会 (東松島市：矢本運動公園仮設住宅)  
 ◎日時：2011年12月10日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約800人
- (10) 第10回炊き出し&相談会 (山元町：東田地区仮設住宅)  
 ◎日時：2012年2月18日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約400人
- (11) 第11回炊き出し&相談会 (東松島市：グリーンタウン矢本仮設住宅)  
 ◎日時：2012年3月31日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約600人
- (12) 第12回炊き出し&相談会 (女川町：総合運動公園仮設住宅)  
 ◎日時：2012年4月28日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約300人
- (13) 第13回炊き出し&相談会 (東松島市：矢本運動公園仮設住宅)  
 ◎日時：2012年6月16日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約400人
- (14) 第14回炊き出し&相談会 (気仙沼市：面瀬中学校校庭仮設住宅)  
 ◎日時：2012年7月14日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約250名
- (15) 第15回炊き出し&相談会 (石巻市：鹿妻公園)  
 ◎日時：2012年9月15日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約400名
- (16) 第16回炊き出し&相談会 (石巻市沢田：女川町民入居仮設住宅)  
 ◎日時：2012年11月23日(金・祝) 11時～13時  
 ◎来場者数：約300人
- (17) 第17回炊き出し&相談会 (岩沼市：里の杜仮設住宅)  
 ◎日時：2013年1月19日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約500人
- (18) 第18回炊き出し&相談会 (石巻市：旧河北町大森仮設住宅)  
 ◎日時：2013年2月16日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約400名
- (19) 第19回炊き出し&相談会 (石巻市：蛇田中央公園仮設住宅)  
 ◎日時：2013年3月30日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約250名
- (20) 第20回炊き出し&相談会 (亶理町：中央工業団地仮設住宅)  
 ◎日時：2013年5月18日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約200人
- (21) 第21回炊き出し&相談会 (石巻市沢田：女川町民入居仮設住宅)  
 ◎日時：2013年6月29日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約250人
- (22) 第22回炊き出し&相談会 (仙台市若林区：荒井小学校用地仮設住宅)  
 ◎日時：2013年7月27日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約250人
- (23) 第23回炊き出し&相談会 (名取市：愛島東部仮設住宅)  
 ◎日時：2013年9月21日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約250人
- (24) 第24回炊き出し&相談会 (東松島市：矢本運動公園仮設住宅)  
 ◎日時：2013年11月9日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約350人
- (25) 第25回炊き出し&相談会 (岩沼市：里の杜仮設住宅)  
 ◎日時：2013年12月14日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約250人
- (26) 第26回炊き出し&相談会 (東松島市：ひびき工業団地仮設住宅)  
 ◎日時：2014年3月23日(日) 11時～13時  
 ◎来場者数：約200人
- (27) 第27回炊き出し&相談会 (名取市：美田園第一仮設住宅)  
 ◎日時：2014年4月12日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約100人
- (28) 第28回炊き出し&相談会 (気仙沼市：五右衛門ヶ原野球場仮設住宅)  
 ◎日時：2014年5月17日(土) 11時半～13時  
 ◎来場者数：約100名
- (29) 第29回炊き出し&相談会 (石巻市：大森団地仮設住宅)  
 ◎日時：2014年6月21日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約200名
- (30) 第30回炊き出し&相談会 (名取市：箱塚仮設住宅)  
 ◎日時：2014年9月27日(土)  
 ◎来場者数：約200名
- (31) 第31回炊き出し&相談会 (岩沼市：里の杜仮設住宅)  
 ◎日時：2014年10月25日(土)  
 ◎来場者数：約200名

- (32) 第32回炊き出し&相談会 (石巻市：開成第11仮設住宅)  
 ◎日時：2014年11月29日(土)  
 ◎来場者数：約150名
- (33) 第33回炊き出し&相談会 (仙台市：若林西復興公営住宅)  
 ◎日時：2015年1月24日(土)  
 ◎来場者数：約150名
- (34) 第34回炊き出し&相談会 (東松島市：矢本運動公園仮設住宅)  
 ◎日時：2015年3月28日(土)  
 ◎来場者数：約150名
- (35) 第35回炊き出し&相談会 (女川町：町民野球場仮設住宅)  
 ◎日時：2015年4月18日(土)  
 ◎来場者数：約250名
- (36) 第36回炊き出し&相談会 (東松島市：ひびき工業団地仮設住宅)  
 ◎日時：2015年5月23日(土)  
 ◎来場者数：約100名
- (37) 第37回炊き出し&相談会 (名取市：美田園第一仮設住宅)  
 ◎日時：2015年6月20日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約120名
- (38) 第38回炊き出し&相談会 (石巻市：大橋仮設住宅)  
 ◎日時：2015年7月11日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約250名
- (39) 第39回炊き出し&相談会 (石巻市：松並公園<松並町・緑町結まつり協賛>)  
 ◎日時：2015年9月13日(日) 11時～13時  
 ◎来場者数：約130名
- (40) 第40回炊き出し&相談会 (岩沼市：玉浦西地区復興住宅)  
 ◎日時：2015年10月31日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約250名
- (41) 第41回炊き出し&相談会 (仙台市若林区：荒井東復興住宅)  
 ◎日時：2015年11月28日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約200名
- (42) 第42回炊き出し&相談会 (石巻市蛇田：市営第1復興住宅)  
 ◎日時：2016年2月27日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：250名
- (43) 第43回炊き出し&相談会 (名取市：愛島東部仮設住宅)  
 ◎日時：2016年3月26日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約100名
- (44) 第44回炊き出し&相談会 (東松島市：矢本運動公園仮設住宅)  
 ◎日時：2016年4月17日(日) 11時～13時  
 ◎来場者数：約150名
- (45) 第45回炊き出し&相談会 (石巻市沢田：女川町民入居仮設住宅)  
 ◎日時：2016年5月22日(日) 11時～13時  
 ◎来場者数：約100名
- (46) 第46回炊き出し&相談会 (石巻市緑町：筒場公園復興住宅)  
 ◎日時：2016年9月10日(日) 11時～13時  
 ◎来場者数：約150名
- (47) 第47回炊き出し&相談会 (岩沼市：玉浦西地区復興住宅)  
 ◎日時：2016年10月22日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約250名
- (48) 第48回炊き出し&相談会 (石巻市渡波：新渡波東公園)  
 ◎日時：2016年11月26日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約150名
- (49) 第49回炊き出し&相談会 (女川町：町民野球場仮設住宅)  
 ◎日時：2016年12月10日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約250名
- (50) 第50回炊き出し&相談会 (石巻市：蛇田地区復興住宅)  
 ◎日時：2017年3月26日(日) 11時～13時  
 ◎来場者数：約450名
- (51) 第51回炊き出し&相談会 (多賀城市：鶴ヶ谷地区公営住宅)  
 ◎日時：2017年5月21日(日) 11時～13時  
 ◎来場者数：約300名
- (52) 第52回炊き出し&相談会 (石巻市：南境第7団地仮設住宅)  
 ◎日時：2017年6月25日(日) 11時～13時  
 ◎来場者数：約200名
- (53) 第51回炊き出し&相談会 (名取市：美田園第1仮設住宅)  
 ◎日時：2017年7月15日(土) 10時半～12時半  
 ◎来場者数：約100名
- (54) 第54回炊き出し&相談会 (多賀城市：鶴ヶ谷地区公営住宅)  
 ◎日時：2017年10月29日(日) 11時～13時  
 ◎来場者数：約350名
- (55) 第55回炊き出し&相談会 (名取市：関上中央第1団地公営住宅)  
 ◎日時：2017年11月25日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約150名
- (56) 第56回炊き出し&相談会 (女川町：女川町営女川住宅)  
 ◎日時：2018年1月21日(日) 11時～13時  
 ◎来場者数：約100名
- (57) 第57回炊き出し&相談会 (石巻市：吉野町公営住宅前広場)  
 ◎日時：2018年3月25日(日) 11時～13時  
 ◎来場者数：約100名
- (58) 第58回炊き出し&相談会 (多賀城市：鶴ヶ谷地区公営住宅)  
 ◎日時：2018年4月21日(土) 11時～13時  
 ◎来場者数：約200名

<58回の来場者合計 19,050人>

(市町村別開催回数)

仙台市 (5回)	石巻市 (14回)	東松島市 (10回)	気仙沼市 (3回)
名取市 (8回)	岩沼市 (5回)	女川町 (7回)	亶理町 (2回)
山元町 (1回)	多賀城市 (3回)		

# 移動なんでも相談会

(2011年) 時間：5月21日(土) 11:00~14:00



直接、会場にて面談相談を行います。

会場：仙台市若林区 六郷中学校校庭

仙台市若林区六郷13-1



- ◎ 秘密厳守
- ◎ 相談無料

◎ お昼時間に炊き出しを行います。(牛丼、トン汁、フルーツポンチ)

◎ 若干の救援物資も提供いたします。

## 〈さまざまな相談に専門家が応じます。〉

- ① 法律相談 法律や生活全般についての相談を弁護士が応じます。
- ② 労働相談 解雇、賃金、震災による休業など労働組合役員が応じます。
- ③ 健康・医療相談 医師や看護師が健康・医療相談に応じます。
- ④ 事業・経営問題 民商役員が経営問題の相談に応じます。
- ⑤ 生活相談 制度活用の仕方 の相談に応じます。
- ⑥ 農業問題 農業経営問題について の相談に応じます。

主催：宮城災対連・東日本大震災共同支援センター  
仙台市青葉区五橋1-5-13 平和と労働センター 県労連会館1F  
TEL (022) 211-7002 FAX 211-7004 Eメール mygroren@bz03.plala.or.jp

無料

# 「炊き出し&お茶っこ会」 なんでも相談会

(2018年) 日時：4月21日(土) 11:00~13:00

会場：多賀城市：鶴ヶ谷地区公営住宅／集会所前

住所：多賀城市鶴ヶ谷3丁目92

・・・みんなで楽しくお話ししましょう。 お誘い合わせてご参加ください・・・

### イベント内容

- ◎ 杵つきのお餅やトン汁、みそおでん、焼きそばなどを提供する予定です。
- ◎ コーヒーやジュース、お茶なども用意し、「お茶っこ会」を行ないます。
- ◎ 包丁研ぎ一切れにくくなった包丁を研いで差し上げます。
- ◎ 木工教室も計画中

### ～なんでも相談会を行います～

生活や法律・制度に関わること、健康・医療問題などの相談に法律や医療などの専門家が無料で応じます。

震災後に市から借りたお金(災害援護資金)の返済についての連絡が来ているものと思いますが、その相談にも応じます。お気軽にご相談ください。

主催：宮城災対連・東日本大震災共同支援センター

仙台市青葉区五橋1-5-13 平和と労働センター 県労連会館1階 TEL (022) 211-7002



2018年度の「代表世話人」「世話人」「会計監事」「事務局」について

2018. 6. 16「総会」確認

1. 代表世話人（9名）

- 青木 正芳（弁護士・元日本弁護士連合会副会長）
- 井上 博之（歯科医師・宮城県保険医協会理事長）
- 新・菊地 修（弁護士）
- 新・佐藤 郁子（宮城県母親大会連絡会会長）
- 高橋 治（社会福祉法人仙台ビーナス会理事長）
- 網島 不二雄（元・山形大学教授-農業経済）
- 日野 秀逸（東北大学名誉教授-医療経済）
- 村口 至（医師・坂総合病院名誉院長）
- 森 久一（元・山元町長）

2. 世話人（41名）

- 阿部 重憲（都市プランナー・新建築家技術者集団会員）
- 阿部 泰幸（ライフワークサポート響）
- 飯塚 正広（あすと長町第3市営住宅自治管理組合会長）
- 池田 裕道（JDF・日本障害フォーラム宮城事務局長）
- 新・岩淵 善弘（新建築家技術者集団みやぎ支部）
- 遠藤 いく子（宮城県議会議員）
- 大木 れい子（婦人民主クラブ宮城県支部協議会会長）
- 太田 直道（宮城教育大学名誉教授・民主教育をすすめる宮城の会代表）
- 笠原 英樹（医師・宮城県保険医協会理事-かさはらLクリニック院長）
- 新・梶谷 貢（国民の食糧・農業、健康を守る宮城県連絡会事務局長）
- 新・加藤 俊直（宮城県私立学校教職員組合委員長）
- 鹿野 文永（元・鹿島台町長、元・全国町村会副会長）
- 北村 龍男（医師・宮城県保険医協会理事）
- 草場 裕之（弁護士・自由法曹団宮城県支部）
- 新・斎藤 清治（里企画）
- 齋藤 規夫（みやぎ東部健康福祉友の会常任幹事）
- 佐々木 ゆきえ（新日本婦人の会宮城県本部長）
- 佐藤 輝男（イチゴ農家・亘理町）
- 佐藤 道子（あゆみ福社会理事長）
- 椎谷 照彦（名取市）
- 嶋田 一郎（東北大名誉教授・日本科学者会議宮城支部常任幹事）

庄司 慈明 (税理士・石巻市)

菅原 政隆 (建築士)

新・鈴木 智子 (特定非営利活動法人お茶っこケア・理事)

新・鈴木 弥弘 (宮城県農民団体連合会事務局長)

高野 博 (女川町議・原発の危険から住民の生命と財産を守る会事務局長)

高橋 正行 (宮城県労働組合総連合議長、宮城県高等学校教職員組合執行委員長)

武部 雅汎 (東北大学名誉教授-原子核工学科)

千葉 雅俊 ((株)ヤマトミ社長)

中嶋 信 (徳島大学名誉教授)

野崎 和夫 (宮城県生協連専務理事)

萩原 武 (元・医療従事者)

福島 かずえ (区民要求の実現をめざす若林連絡会／宮城県議会議員)

藤崎 隆 (宮城県保育関係団体連絡会会長)

三戸部 尚一 (宮城県商工団体連合会会長)

水戸部 秀利 (医師・公益財団法人宮城厚生協会若林クリニック所長)

宮沼 弘明 (医師・宮城県民主医療機関連合会会長)

宮野 賢一 (全日本年金者組合宮城県本部委員長)

新・渡辺 孝之 (宮城県教職員組合執行委員長)

山脇 武治 (宮城県生活と健康を守る会)

横田 有史 (前・宮城県議会議員)

### 3. 会計監事 (2名)

佐々木 正彦 (税理士)

新・小池 太二 (仙台民主商工会)

### 4. 事務局 (12名)

事務局長 新・小川 静治 (一級建築士事務所 (有)フロム・イン)

事務局次長 新・遠州 尋美 (元・大阪経済大学教授)

賀屋 義郎 (民主教育をすすめる宮城の会事務局長)

萱場 猛夫 (元・山形大学教授)

中嶋 廉 (原発問題住民運動連絡センター事務局次長／宮城県議会議員)

事務所長 金田 基 (専従・宮城県民主医療機関連合会より出向)

副事務所長 及川 薫 (県民センター事務所)

事務局 鎌内 秀穂 (宮城県労働組合総連合事務局長)

坂田 匠 (宮城県民主医療機関連合会事務局長)



東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

嵯峨 サダ子（仙台市議会議員）

長澤 清光（宮城県社会保障推進協議会副会長）

新・藤崎 純平（宮城県保険医協会事務局）

以上



東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター  
設立7周年総会アピール

住む場所や災害の違いによって差別されることなく  
最後のひとりまで救済する人間の復興を実現しよう

大震災から7年、私たち東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター（以下、県民センター）は、震災被災者とその支援に取り組む人々、民主団体と手を携えて村井知事が推進するゼネコン主導の「創造的復興」から、被災者の命を守りくらしとコミュニティを再建する人間の復興の実現に取り組んできました。その闘いは医療費窓口負担免除の一部復活、指定廃棄物最終処分場設置の凍結、災害公営住宅家賃特別低減の継続などとして実を結び、被災者、被災地を励まし、勇気づけてきました。私たちは、苦しみを乗り越えて自ら復旧・復興に取り組む重要な成果を勝ち取った被災者のみなさん、被災者を支援し続けた人々、関係諸団体の奮闘に敬意を表するとともに、その成果をともに喜びたいと思います。

しかしながら、安倍政権におもねて村井知事が進める「創造的復興」とそれに群がる惨事便乗型開発の中で、全体的には被災者のくらしは厳しさを増しています。復興公営住宅家賃の特別低減継続が実現しつつある一方で、仙台市の復興公営住宅では収入超過者の追い立ての危機が進行しています。被災者に対する医療費窓口負担・介護利用料免除を継続しているのは県内では3自治体のみになりました。防災集団移転で人が住まなくなった空地を守る巨大防潮堤の建設が進み、その一画には環境アセスもなしに時代遅れの石炭火力発電所が作られました。漁協と漁民の反対を押し切って導入された水産特区の実績は計画目標には遠く及びません。事業再開にこぎつけた水産加工業者の多くは、必死の経営努力にもかかわらず資金繰りに窮しています。復興公営住宅での孤独死が増加の兆しを見せ、民間賃貸住宅に住む被災者や在宅被災者の場合はくらしの実態さえわからない状態です。市民の不安をよそに放射能汚染廃棄物を一般ごみに混ぜて焼く試験焼却も始まりました。

今後深刻さを増すと考えられる問題もあります。生業の再建がままならない中で、災害援護資金の返済が始まります。空地・空家が解消できず日常生活の維持さえ困難な高台移転地が目立ちます。復興公営住宅建設で被災前の数倍に増えた公営住宅が過疎化の進む被災自治体の重荷となることは目に見えています。抜本的対策なしには、水産加工業など地元中小企業の震災関連倒産の増加は避けられません。

見逃すことができないのは、日本国憲法のもとで基本的人権を保障された同じ被災者でありながら、住む場所の違いや被災の原因となった災害の違いによって、受け取ることのできる救援内容に著しい格差が生じていることです。被災者への医療費窓口負担・介護利用料免除や復興公営住宅家賃などにおいて、被災者に寄り添う岩手県と「創造的復興」に血道をあげる宮城県の対比はますます鮮明になりつつあります。問題は岩手と宮城の違いにとどまりません。熊本地震では国の補助の終了とともに早々と被災者への医療費窓口負担免除措置が打ち切られました。理不尽な差別を許すわけにはいきません。

震災から7年、復興推進計画にもられた復興事業が終了に向かう中でも、被災者にとっての復旧・復興は道半ばであり、これからが正念場です。被災者と被災地が直面する問題の根源は、日本国憲法をないがしろにし復興事業さえ大企業の餌食に供する安倍政権にあります。しかし県や自治体の姿勢、被災者と市民の闘いいかんで結果には違いが生まれます。岩手県でできたことは知事の姿勢を変えれば宮城県でも実現可能です。宮城県で実現できれば、熊本県の被災者を励ますことが可能です。国の制度設計の誤りを正し、南海トラフ地震や千島海溝地震への備えにも貢献するでしょう。私たち県民センターは、村井知事のもとで進む「創造的復興」の犯罪的実態を明らかにし、被災者と手を携えて、住む場所や災害の違いによって差別されることなく最後のひとりまで救済する人間の復興の実現に務めます。被災者のみなさん、県民のみなさん、誰もが等しく命とくらしが守られる宮城を、ともに築いていきましょう。

2018年6月16日

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター  
設立7周年総会・参加者一同

